

## 第17回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年4月30日（日） 13時50分

場所：WEST19 研修室A・B・C

委員長 さあ、それでは始めてまいりましょう。今日は3章と7章、4章の残り、5、6とって終わりたいと思うのですが。それで『3章子どもの基本的な権利』の所からまた議論していきたいと思いますが、今子ども委員会の方からいろいろと報告も、生の声もお聞きしましたが、従前我々は『自分らしく生きる権利』『豊かに育つ権利』『参加する権利』『安心して生きる権利』と、いつも4つに分けて中身にどういうものを盛り込もうかということやってきたわけなのですが、どうでしょうか。どうやって議論していきましょうか。例えばこれを委員会の今日の報告書の5ページに、子どもたちの意見との対応表みたいなのが出ているわけなのですが、まず大きく4つのカテゴリーに権利を分けてみたという、こんな骨格構造はいいですか。本当はそういう区分けをしないで、全部権利の目録、リストを挙げてからいろいろとどういうふうに分けれるかということを検討するのでしょうかけれども、便宜上いくつか最初に大きな権利を設定して、次に細かな権利をその中に書き込むということにしてきたわけなのですが、とりあえずこの4つを前提にして、あと順番に改めて検討してみましようか。この基本的権利の構造はこの4つの権利の前に、前というか、その中身を例えば『自分らしく生きる権利』として、『子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます』という、こういう形で4つの権利が説明されているわけですが、こういう構造はどうですか。『自分らしく生きることができます。そのためには次の権利が保障されるんです』ということで、例えば『自分らしく生きる』ですと4つですね。ただ『自分らしく生きる権利』の中身として4つを並べるよりは、『自分らしく生きる権利』の説明の仕方というのは、こういう書き方も何か分かりやすいかなという気がしませんか。ですから『自分の考えを持ち、行動すること』というのが『自分らしく生きる権利』そのものではなくて、自分らしく生きるためにはこういう権利が保障されなければいけないのだという、その保障される、自分らしく生きるために必要な権利みたいな、そういう構造になっているわけですが、では、『自分らしく生きる権利』から見てみましょうか。これは子どもたちも子ども委員会でいろいろ議論してくれて、『自分らしく』というのは何なのかということ言うと、『自分の考えを持ち、行動すること』『個性や他人との違いを認められ、尊重されること』『ありのままの自分でいられること』『プライバシーが不当に侵されないこと』。どうですか、『自分らしく』も広く捉えてしまえば、全部関わってくるといえ

ばその通りなのですけど、『自分らしく生きる』ということは具体的な僕自身ということにかなりこだわった『自分らしく』ですね。このようなものを入れるべきではないかという部分、足りないのではという部分含めて、ご意見を。これは『自分らしく』の所を『自分のペースで』とか、他人と比較されないということが何かスッと出てこないのです。どう思いますか、皆さん。中には『ありのままの自分でいられること』だとか、『違いが認められて、尊重されること』という中に入るといえば、入るのでしょうか。何かもう少し分かりやすく。

A副委員長 子ども委員会の欄の所では、自分のペースで生きることというのが、『自分らしく生きる権利』として注目されているのですね。それで先ほどからのお話だと個性というものについては、高校生というか年長になると「個性、個性と言い張るものではない」という捉えもあったのですが、この自分のペースで生きることを取り上げた子どもの気持ちは、やはり自分らしさの一番大事な所だろうと思うのです。これを一番最初に持ってくるというよりは、人間としての誇りが人間は大事だと。そして自分のペースで生きることとも、それがその一部を成しているというふうに広げるとうまく収まっていくかなという印象を持ちました。

委員長 結論を言うと、どうそれが表現されますか？

A副委員長 加えるとしたらどこが不足しているというか、検討委員会の方をベースにして話を今していますから、それに加えるとしたら自分のペースで生きるのが1つ、もう1つ増やさないといけないかもしれない。それから個性という所の記述は『自分らしく生きる権利』という所で、あまりそこまで広げて考えていない、検討委員会としてそこまで触れていませんから、個性について取り扱い。先ほど子どもたちは、自分が成長していく、大人になっていくためには基礎・基本が必要だという言葉を非常に明確に述べていたのですけれども、多分子どもたちの中で言っている個性というのは失敗が許されたり、基本的なペース、自分のペースを生かしてもらったり、そういうふうにいる配慮してもらおうと個性が出てくるというふうに考えている節があるなと思って先ほどから聞いていたのですけれども、これは皆さんの方の意見も聞きたいです。

委員長 2番の『違いを認められて尊重される』ということと、他人と比較されてということは全然違うことであって、ただ『ありのままの自分でいられる』ということにもつながるとは思うけれど、例えば他の人と比較されたりすることなく、自分のペースで生きていくことというようなことを書くと分かりやすいなという感じがしますが、どうですか。『ありのままの自分でいられること』の中身になるのか。比較されない、そして自分のペースで生きていっていいのだよということ。だから『～されず、ありのままの自分でいられること』と

か何とかって、『ありのまま』の前に少しそういう説明を入れた方がいいのではないのか。どうですか。

L 委員      やはりありのままにいられるという、その前に何か必要かなと僕も思ったのです。大人はどうしても比較するということをしてしまうので、それが子どもにとってはとても嫌なことであったりすると、僕は思うのです。ですからここに『むやみに他人と比較されることなく、ありのままの自分でいられること』とか。

委員長      むやみに比較されとは、むやみでない比較だといいいのかという、難しいですね、趣旨は分かるのだけれども。

L 委員      とにかく比較されるということを当然のごとく受け止めてしまいがちですが、それはそうされない権利があるといったら変だけれども、「そう比較されることはないんだよ」という。自分は自分でいいとか悪いとかというふうに判断できればいいなと思うのです。

P 委員      L 委員と同じで適当な言葉がなかなか思い付かないのですけども、要は人と比べられることなく、ありのままの自分でいられるということが大事なのかなと。僕が若いころは授業中、質問などすると、パッと手が挙がってに賑やかだったのですが、今の子どもたちの様子を見ていますと、低学年の子どもたちから、割合そういうふうにならないような様子があるのです。「間違ったら困るもん」「間違ったらやだもん」「笑われるとやだもん」「私、わかんないの」って。こういうふうに自分をずっと引いちゃうというか、それはやっぱり比較されるという眼差しでいつも見られているというのがけっこうあるのかなと思うのです。だからそんな言葉が頭に付いたらいいのかなと思います。

W 委員      同意見です。意味は同じだと思うのです。子ども委員の意見をよく見ていると、自分の思ったことを素直に表現できるというフレーズがとてもいいなと思って見ていたのですね。『自分が思ったことを素直に表現でき』、『自分が思ったことを素直に言うことができ、ありのままの自分でいられること』か、もしくは『自信を持って、ありのままの自分でいられること』。似ているかもしれませんが、比較されないということも多分含まれると思うのですけれども、どうしても比較されているとか、他人と違ったら困るなと思うと、自分が思っていることを素直に言えないと思うのですけども、内容は同じなのですが、子どもの言葉を使って『素直に自分を表現し』でもいいと思うのですけれども、そのような言葉がいいのではと思います。

委員長      1 番の方に『自分の考えを持ち、行動すること』というのがありますが、自分の考えを持ち、それを表現するという事まで、何か言葉として、『ありのままの自分』というのと、意見を言うか言えないかというのとは必ずしもリンクしないのかなと。だから『ありのままの自分』だから、「そのまま君は大

事なんだよ、価値があるんだよ」という、自己肯定観を醸成することとつながるわけでありまして。

F 委員 関係するようで、関係しないか、ちょっと不安なのですが、今日いただいた提案シートの学生さんの中に、18番の中学生にもあるのですが、自分を大切にするというのが、一番最初の『自分らしく生きる権利』で、『自分の考えを持ち、行動すること』が 出来るのですが、それよりもっと前提として行動しなくても考えを持つとか、何か立派な考えを持たなくても、とにかく自分自身を大事にするというのは、ここに位置付かないのかなと。とにかく私は最近の子どもの、先ほどの先生の話の中で、失敗したら困るから手を挙げないもそうですが、セルフイメージがすごく低い子が多くてもっともっと自分のいるんな、様々な条件を付けなくても、自分の言葉で自分を大切にすることは大事だし、自分が大事ということはわがままでも何でもないわけだし、ということで、それはここに位置付けてもいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 そうですね。

P 委員 並べ方も考えないといけないですね。

委員長 もちろんそうですね。並べ方というのは、何、中の方の の並べ方ということですね。

P 委員 今、F 委員が言ったのがやっぱり一番最初に。

委員長 最初が一番ベーシックなそれでしょうね。自分の考えを持っていないと無理みたいな書き方に取られかねないので。

E 委員 あと、1番最初の『自分の考えを持ち、行動すること』という、先ほど子どもたちの意見を聞いた時に「ああ、なるほど、そうだな」と。逆に子どもたちの方がよく知っていると思うのが、『自分の考えを持ち、行動すること』という言葉だけが一人歩きしてしまうと、例えば子どもたちが部活や何かの会議などで「みんなで一緒にこういうふうにとやろうよ」と言った時に、「いや、俺は自分の考えがあって行動するんだからいいだろう」的な発想になると困るのかなということなので右側に目を通すと、6 ページ目の上から 6 番目に中学生が述べていまして、時と場合に応じてという前提があって、その中で自分らしく活動する権利があるのだと。中学生はよくご存知で、TPOに応じて意見を発表したり、感情を表したり、個性を。これが大前提にどこかの1文で、上の『子どもは、自分らしく生きることができません』の文の中に何か一言加えて、その中で から の項目が生かされるようなふうになると、先ほど子どもが心配していた『権利、権利というのはわがままにつながる』のをどこかで歯止めする言葉というのが、例えば『他との調整の中で』だとか、難しい表現になってしまうけれど『社会規範の中で』とか、『ある一定のルールの中で』とか、そういったような文言がちょっと加わると、子どもにも受け入れられやすいのかな

というふうに感じました。

委員長　でも難しいですね。時と場合に応じてというのは調整、他人との調整ということになると、この部分だけではなくて基本的に全体につながるものだから。

P委員　どこかに書けばよいですか。

委員長　前文にはそういう趣旨のことはもちろん書きますが、条項で書くとちょっと難しいかなという感じですよ。「もともと権利というのはそういうものですよ」ということの説明はやっぱり前文がいいでしょうね。前文もやっぱり子どもたちに受けるような、分かりやすいものにしなければいけないということですけども。

A副委員長　P委員に質問してもいいですか？P委員の先ほどの話だと、子どもたちはTPOを気にしすぎて、整理されているもの以外は表現しないということになっているというふうに理解していいのでしょうか。P委員が捉えている子どもの姿というのは。

P委員　先ほどF委員が言ったことと重なると思うのですが、やっぱり自信がないのですよね。それで正解を言うことが必要だというか、正しいことを言わないと評価されないという、そういう眼差しでいつも見つめられていると、学校の中でも、家庭の中でも、社会の中でも。だから「こうやって言ったら変に思われるんじゃないか」「こうやって言ったら笑われるんじゃないかな」とか、「間違った答えを言うと笑われるんじゃないかな」というふうに思っているのが、低学年から多いのではないかなと思います。それは教師に対してだけではなくて母親や父親、家庭の人たちにもこんなことを言ったら、子どもだからこういう言葉では考えないのかもしれないけど、愛されないのではないかなというような不安をずっと抱えている。それがもう少し成長すると、今、個性というものが盛んに言われますよね。個性が大事だって。個性は大事だ、大事だ、大事だと言われると、「私には個性がない」というふうにずっと引いてしまって、「私には売りのものが何もない」という、そういう自分だというふうに自分を見つめてしまうという、そういう所に子どもたちが置かれているのかなと思います。

委員長　なるほどな。大人の世界だってセールスポイント、売りがないのがいろいろ悩みになるけど、子どもの時代から悩んでしまうというのは。これは最初の段階に『子どもは自信を持って、自分らしく生きることができます』と、『自信を持って』というのを付けたらダメですか？自信はダメですか。

T委員　そう。だから自信ではなく、『自分自身を大事にして、自分らしく生きる』とか、『ありのままに自分らしく生きる』とかというところ。私も一番上の所に持って行って、その具体的な所に『ありのままの自分』というのを少し、先

ほどいろいろな人が言われましたけれど、比較されないで、競争にさらされないで、ゆっくり自分のペースで生きるというところを、むしろ下の所に入れて欲しいかなと思うのですけど。

委員長 そうすると、日本語の言葉遣いはまた後で調整します。ポイントとしては自分らしく生きることの前提となる権利の保障としては、まず自分を大切にということ。それから『ありのまま』という所については、他人と比較されず自分のペースでという要素、これを書き込むということですね。『自分の考えを持ち、行動すること』、これはこれでいいですか。もう少し別な視点から書き直した方がいいですか、子どもたちは何て言っていたかな、意見表明のことは。5番目の『子どもは自分の意見を持ち、自分で考え、行動できる権利』、そこにつながりますか。『自分の考えを持ち』より、例えば『自分の考えを尊重され』とか、そういう方がいいですか。

C委員 今回の所なのですけれども、『自分で決める』という言葉も『考えを持ち、自分で決めて』という、決めることというのが入るのはどうでしょうか。

委員長 『自分の考えを持ち、決定』、何を決定しますか。行動を決定しますか。

事務局(係) 自分で決めるという要素については、『豊かに育つ』、2番の所に。

『自分で決めること』に着目した時に、年齢に応じて子どもが少しずつ成長しながら決めるということが出来るのかなということで、『豊かに育つ』という成長の方に入れました。1番の『自分らしく生きる権利』の方の『自分の考えを持ち、行動すること』という所では、自主性という幅広い意味で捉えた時の、自分で考えて行動するという捉えで整理しようという意図で、最初にこの項目を並べ替えた時は分けました。その意図そのものが、うまく分けることができていないのかもしれないのですけども、そのあたりも含めて検討していただければと思います。

委員長 決めるということは、決定権については『豊かに育つ』という方に確かにありますね、どうですか。今言ったように、自分を大切にする、ありのままの自分、すなわち他人と比較されず、自分のペースで。それから自分の考えを持って、『考えを持ち、行動すること』。

V委員 学校的な発想でいうと、自分で考え、判断し、行動すると言うのです。こういうことを言うとまた、この間と同じになるので。

委員長 判断を言うと言う。

V委員 いろいろ考えて、その中から、いわゆるいくつかの選択肢があれば、自分はこうであると判断して、それに向かって行動していくという考えですね。

委員長 考えを持って行動に至るまでのプロセスを説明すると、そういう判断過程というのが。

W委員 似ているのですけど、一番最初に自分を大切にするというのは大賛成です。

次に『自分の考えを持ち、行動すること』とあると、考えがない、行き当たりばったりの行動はダメなのかな？と。私も何かそういう、いつも小さい子を見ているので、ここで『自分の考えを持ち、自分の意志で』というか、『自分の意志』というのをに入れて欲しいなと思います。 なのですが、『個性や他人との違いを認められ、1人の人間として尊重されること』という、当たり前のことですが、入れていただければという2つの意見です。

委員長           そうすると、自分の考えを持ち、行動する、自分の意志で？

W委員           意志で、強制されない。強制というと判断がいいか、意志がいいか、私も言葉の定義は分からないのですけれども、要するに無理矢理何かをさせられるとか、親に束ねられるのはいやだとかという子どもの意見からすると、自分で納得して動きたいというのがあるのだなということで、判断、もしくは意志。意志の方が適当かなと。小さい子もいるので。

委員長           どうですか。自分の考えを持ち、自分の意志で行動すること。自分の判断で行動すること。

P委員           先ほど子どもの意見の68ページの25番目に書いてある、『自分が思ったこと、感じたことを素直に表現できる』、これをそこに入れたらどうかなというのと、先ほどから出ている意見はその通りであったと思うのですけれども、『自分の考えを持ち、行動すること』というのは、例えばこういう表現、私の好みですけど、『自分の思いを大切にし、行動する』というか、そういう表現はどうかなと。『考えを持ち』とか、『判断し』とか、『意志で』というのは、それはその通りなのですから、ちょっと強い印象がどうしてもあるのですよね。「考えを持って、行動しているのか？」と。「それはお前がちゃんと考えているのか？」というふうな迫り方をどうしてもされているようなニュアンスを感じるので、そんなふうには考えました。

委員長           そうしますと、68ページをご指摘されましたけれども、『自分が思ったこと、感じたことを素直に表現できること』、考えとか、意志とかいうよりは、思ったこと、感じたことという噛み砕き方のほうがいいかもしれない。

X委員           よろしいですか。先ほどP委員がおっしゃったところなのですが、68ページこの子どもにとって大切な権利というページなのですが、これはこの間、1月ぐらいですか、検討委員会の皆さんが項目出しして下さいと言った際のお言葉です。ですから皆さんの一応お言葉がここに乘っているというような感じなんです。それを元に僕たちが話し合ったということですので。

委員長           でもいいものはいいですからね。『自分が思ったこと、感じたことを素直に表現でき、それを尊重されること』くらいまで入れますか？自分らしく生きるためには表現されて、「あ、どうぞ、表現したね」というだけではなくて、尊重されることまでつなげたいと思いませんか。

F 委員       それと同じように『行動すること』の方も、これは子どもの声だと思うのですが、6ページの4番目の小学生の方の『子どもがやることを認める権利』ということで、それはやってもいいよ、ここの表記の仕方として「行動できるんだよ」ということで、『行動すること』とするのか、それとも「行動したり、やることは認められるんだよ」というふうにするのがいいのか、どちらがいいのかなと今自分の中でも揺れているのですが。

委員長       行動すること、活動することという表現と、悩んでおられるのですか。

F 委員       「やることは認められるんだよ」と、子どもの言葉で言うと『子どもがやることを認める権利』、認められるということだろうけども、どちらがいいのかなと。表現したことが尊重されるとか、認められるという言い方と同じような方がいいのか、それとも行動に関してはアクションできるのだよということで、アクションということで『行動する』とか『やれる』ということでいいのか、どちらがいいのかなと。

委員長       子どもができるよというのと、できることを尊重するみたいな、認めるとかという。

I 委員       今のことに関して言えば、先ほど子どもの委員の方たちから子どもの主体的な問題が出ましたよね。そういう意味では前段の方で『保障されます』という言葉があって、あとの                      のことは『行動すること』という、子どもの行動というか、子どもの主体的なものの言葉遣いとしてはいいのかなと思ったのです。だからそういう意味では『行動すること』とか、そのことを大人が「子どもにはこういう権利があるんだな」ということで認めていくということになるのかなと思うのですけど。

委員長       確かに『子どもが～することを尊重される権利』というのはまどろっこしい。だったらズバリ『できる権利』という書きの方が分かりやすい。そうするとさっきの所だと『考えを持ち、行動』という書き方から、もうちょっと噛み砕けば『自分が思ったこと、感じたことを表現できること』、表現の中に行動も入るのか。ということぐらいでないと、なかなか分かりにくい。『表現し、行動すること』なんて、何のことやら分からない。

S 委員       すいません。遅れてきて、いろいろ話を聞かせていただいていたのですが、やっぱり68の25、そのままでいいのかなと。そのままではないのですが、自分が思ったこと、感じたことを素直に表現できること。これが一番柔らかいし、いいのかなという気がするのですが。

委員長       それでいきますか。素直に表現しないといけないわけですか。では、1つ目は『自分を大切にすること』。2番目は『比較されないで、自分のペースで生きること』。3つ目は『自分が思ったこと、感じたことを素直に表現できること』、『個性や他人との違いを認められること』。ここの書き方、どうしますか。



『プライバシーを不当に侵害されないこと』これはいいでしょう。『違いを認められること』はどうですか。『個性や他人との違いを認められること』になってしまう。『られること』になるけども、これはこれでいいですか？違いに関しては、認められるという表現しかなかなかできないかなと思うので、ここはこのままでいしましょうか。W委員が是非『1人の人間として』という。

W委員　子どもたちの話の中に出ているので入れた方がいいかと思ったのですが、その言葉が委員会から出た言葉だったと。子どもたちのグループ討議の中に『1人の人間として』という言葉が入っていたのですが、実は出所は委員会だということですのでこだわりません。

委員長　『個性や他人との違いが認められること』で、『認められ、尊重されること』ではなく『認められること』ではだめですか。1人の人間として尊重されることまで書かなくても、『個性や他人との違いを認められること』の『認められる』ということの中に肯定的な意味が込められていると思うのですけども。

L委員　しいて言えば『1人の人間として尊重される』という表記をした方が、いわゆる子どもだからということではなくて、『個性や他人との違いを認められ、1人の人間として尊重される』という、その『1人の人間』というのが入った方がよりいいのではないかと思います。

W委員　『他人との違いを認められ』と書いているのですが、認めるのは誰なのかと思った時に、やはり感覚として、私も大人が認めるのかな、社会が認めるのかなという感覚があったのです。そのあとに『尊重される』となると、子どもとして尊重されるのか、1人の人間として尊重されるのかという、詳しく考えていくとそういう疑問が残るので、よりいいのは『1人の人間』が入った方がいいと思うのですけども。私も入った方がいいと思うのですが、文が長くなるので分かりやすいか、分かりづらいかという点では、どっちつかずの意見なのですけども、意味がよく伝わるためには私も入った方がいいと思います。

委員長　違いを認めるのは大人の側でしょうね。

T委員　もちろん、大人だけではなくて、子ども同士が認め合うということも含まれていると思うのです。川崎市が『人格を尊重され』という表現を使っていて、そこを少し噛み砕くと、私も『1人の人間として尊重されること』を加えた方がいいと思います。

S委員　2番、3番、4番は被ってないですか。そうでもないですか。言い回しが同じようだけど、結果的に大きなくくりで言うと同じようなことを言っているように感じるのですけど。やっぱりこれはそういう意図性なのですか。

委員長　考えようによっては、そもそも『自分らしく生きる』ということに、中身を細かく書いているようなものでありまして。では『個性や他人との違いを認められ、1人の人間として尊重されること』で取りましょか。順番としては自

分を大切に、比較されず自分のペースで、ありのままの自分でいられること、そして個性や違いを認められて尊重されて、自分の思ったこと、感じたことを表現できて、プライバシーが侵害されない。順番と言ってもどれが先というほどのことではないけれど、少なくとも『自分を大切に』というところから始めることだけはスタートかなと思います。

事務局(係長) 事務局の方から確認させていただきたいのですが、1番の『自分を大切に』という所なのですが、これは例えば2番、3番、4番で、他人と比較されずとか、もしくは自分が思ったこと、感じたことを表現するという、その、それは多分人が自分の言ったことを大切にしてくれる、尊重してくれるということだと思っております。その前にそういう自分の考えを持つ、そのこと自身が「自分ですることは全然おかしくないんだよ」とか、「そのことがいいことなんだよ」というようなニュアンスでよろしいのでしょうか？その確認をと思ひまして。

F委員 もちろん『自分の意見を云々』なども含めて、それよりもとにかく自分の存在自身をもっと自分できちんと等身大で、子どもだったらもっと大きく評価していいんだよという、そういうことで自分を大事にきなさいということで、もちろんそこから出てくる表現や、話すこと、考えることも認められるしという。

委員長 ここはだいたい皆さん一致できるのではないかなという感じがしますが、事務局の方で日本語の言葉の表現として難しいところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。あとでまた細かい所は、皆でチェックいたしましょう。では、『自分らしく生きる権利』をとりあえず終わらして、『豊かに育つ』。これは『豊かに』というのは『さまざまな経験をとおして豊かに育つことができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます』。これで7つ挙げているわけなのですが、多分いいというのは『やりたいことにチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること』それから『自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること』。この2つぐらいはそんなに問題はないのかなという気がしますが、『多様な人間関係の中で育つこと』、『健康で規則正しい』というのは権利というか、つつい親や先生が口にしたいくなるような、これはどうでしょうか。これは子どもの権利として、規則正しい生活をさせてくれない親がいるからという認識もあるのでしょうか、大人たちに対して。僕たちを規則正しい生活を送らせてよと。

S委員 これは小さい子とかでよくある、ネグレクトですけど、ああいう観点から見るとやっぱり規則正しくて、健康な生活を保障されているということがなければいけないのかなというので、表現はどうか分かりません。こういうニュアンスは残した方がいいと思いますが。

- 委員長 健康な生活、やはり『規則正しい』というのは大事なのでしょうね。子育てには。
- S委員 病院に連れて行ってくれないとか、いろいろあるのですよ。
- 委員長 そうですか、そういうこととの関連などがありますね。でも『安心して生きる』方にも何となく、『安心して生きる権利』というのはけっこう具体的ですよ。『いじめ、虐待、体罰から心や身体が守られること』。
- T委員 8ページ真ん中くらいのところに小学生の意見で、『生きていくために最低限必要な衣食住を得ることが保障される権利』とありますが。
- 委員長 これは、札幌の子どもたちの実情を意識してのことでしょうか。グローバルな。
- T委員 でもネグレクトも含めて考えると、『必要な衣食住』というのは硬い表現だけれども、小学生が使ってくれているなと思うと、そういうことをここに入れたいと思うのですが、『健康で規則正しい生活』という表現よりは。
- 委員長 『健康で規則正しい衣食住』というのを入れるのですか。
- T委員 『衣食住』だとストレートすぎますか。
- 委員長 どうですか、『健康で規則正しい生活』ということ。『健康で規則正しい生活を送る権利』というのは、子どもにはあるそうですね。こういう権利があるのだったら、生活指導がやりやすかったりして。「君たちの権利にも添うんだよ、これは」なんて。
- W委員 夏休みと冬休みの生活目標にありますよね。
- 委員長 でも確かに単に『安心して生きる』とか、『安全に生きる』というのも、そういうのを日々の積み重ねで『豊かに』ということとの関連性というのもまた。
- F委員 私もS委員と同じように子どもたちと接していると、やっぱりゴミの中に暮らさせられているとか、昼夜逆転しているのが親のためであるとかというところていくと、『規則正しい』という言葉ではないかもしれないけれど、やっぱり健康と安全で、もしかすると私たちこの会場にいる人全員は、衣食住は当たり前と思っているところが、当たり前ではない中で暮らしている子がけっこういて、そこにも目配りした時にそれは何らかの形で書いてあげたいなと。親から言うと「いいんです。家の中のことでですから」と。ドアのこっち側でゴミの中で暮らそうが、ゴミブリの中で暮らそうがいいんですとなってしまうのだけ。
- 委員長 『安心して生きる』という所に虐待とか等々が書かれてあるのとは、別な観点から書き込むとした場合の。
- F委員 とにかくそれ以前の、ネグレクトも虐待なので、そういうふうに解釈するという考え方もあるのですが、とにかく生活自体のところ成り立ってないのだと。でも親からいうと、それは成り立っている生活だというふうになってしまう

うのだけど。

委員長　　そうですね、何となく分かります。大切だという気がしてきたので、『健康で規則正しい』という表現をもうちょっと子どもの視点からとうことで、X委員、何かないですか。『健康で規則正しい』というと夏休み、冬休みの生活目標になってしまいそうな感じがするけども、子どもの権利という感じから何かいい言い回しはないですか？

X委員　　言い回しはよく分からないのですが、さっき衣食住の話の時に衣とか住はよく分からないけど、食についてお母さん方が冷凍食品で済ませてご飯を食べさせるとか、そういう話でやっぱりちゃんとした食事を取りたいなという意見があって、こういうのが出てきたのだと思います。

委員長　　最近食育と言われているから。ここでは今言ったような趣旨で、けっこう難しいですよ、母親の手づくりの料理で育てられる権利なんて。そんなことを書いたら大変なことになりますから。もうちょっと健康なという所で、健康的、何か健康で文化的なってどこかで聞いたようなフレーズになりますね。

F委員　　『健康に育つために必要な云々』って。衣食住に、さっきT委員が言って下さったように『衣食住』で、そのあと『健康』、規則というのはちょっと除けるとして、でも健康に育つというのは大事なので、それを具体化して何か食事をとっていると、今度さっき言ったように365日お母さんの手づくりかということになってしまうので、『健康に育つために必要な何とか』というふうに。

L委員　　今日いただいた資料の11ページ24番の中学生の所に、『安全な食を得られる権利』というふうに書いてあるのですよね。その下には『リズムよい生活を送る権利』という表現になっている。

委員長　　規則よりはリズムの方がいいか。

L委員　　『規則正しい』よりはリズムの方がややいいかなとは思いました。確かネグレクトのことを考えて、この『健康で規則正しい生活を送る』という、この2番のような文言が必要だというのは随分前に1回話はあったと思うのです。それは間違いのないと思うのです。『健康で、安全な食』くらいまでは何か共通でいけて、あと最後『規則正しい』の部分がもう少し表現をうまくできればいいかなと思います。

委員長　　『健康で、安全な食生活を送ること』、『リズムよい生活を送ること』。これを1つに。

P委員　　川崎市の10条の中の5の所に『健康に配慮され、適切な医療が提供され、及び成長に相応しい生活ができる』と書いてあって、多分ここに当てはまるのかなと思うのですが、『健康で、成長に相応しい』というような。食とか、衣とか、住とかを全部入れると、そこもまた非常に難しいと思うのです。だから言葉としては『成長に相応しい環境の中で』というか、そういうふうにまとめ

る方がいいのかなと思います。

委員長 『健康に配慮がなされ』というのを入れた上ですね。『健康で、成長に相応しい』、『健康で』って何が健康ですか？でも『成長に相応しい』、『健康な生活』と『成長に相応しい生活』を1本にしますと、『健康で成長に相応しい生活を送ること』。ということだと今言ったような趣旨が全部入るかと思うのです。

C委員 今回の『成長に相応しい』という言葉がどうかなとも思うのですけども、やはり中間答申の時に大人の生活リズムの中で子どもが育っているという、小さな子どもが夜遅くまで一緒に起きているというようなこともあるので、『成長に相応しい生活』なのか『リズム』なのかは分からないのですけど、是非入れて欲しいと思います。

委員長 『健康で成長に相応しい生活を送ること』、川崎と似たような言葉を使うのはちょっと癪ではございますが。

S委員 やはり表現は柔らかい方が。難しい表現よりは柔らかい方が。

委員長 もちろんその方が喜ばれますね。

S委員 柔らかい表現というのは難しいですけどね。

委員長 何かいい案が？

S委員 ないです。

委員長 ないのですか。『リズムよい生活』というよりは『成長に相応しい』でいく以外ないか。では、ここの所、『規則正しい』を『成長に相応しい』にちょっと変えましょう。あとはどうですか？さっき出ました『学び、遊び、疲れたら休むことができること』、これは『遊び』と書いて誤解をする子どもたちが出たらどうする。遊ぶ権利みたいな表現はここにしか出てこなかったですよ。あとの生活の方には何か関係するのがありましたか。この『学び』とか『遊び』の前に何かちょっと付けたくありませんか。

S委員 余計なことは付けない方がいい。

委員長 どうも付けたいのです。『多様な人間関係の中で育つこと』、これをもう少し。

S委員 表現方法を柔らかくするのだったら『多様』というのはちょっと難しいというか、硬い。『多様』ってどういうふうに表現したらいいですか？

委員長 『いろんな人間関係の中で育つ権利』というのは、具体的にはどんな権利ですか？今そうしますと、さまざまな人とのふれあいの中で育つことができない現状があるという。そこにスッと、分かるかな。

S委員 だけど『多様な』という表現だと、いろんな人間関係の中で育つという、なんだか相応しくない人間関係も含めているいろんな人間関係ってあるので、何かいろんなことをイメージしてしまうのは僕だけなのでしょうか。

委員長 「ああいう人たちと遊んではいけません」なんて言ったら、書いてあると。

「多様な人間関係の中で、僕は今育っているんだ」と言われたりしたら。かといって正しい人間関係とかっていうわけにもいかないでしょう。ここは何か子どもたちの意見の中になかったですか？

F 委員 子どもたちの8ページの でくくっている『人との関わりで育つ』という所を見ていて、そもそもこの『豊かに育つ権利』の というのは、子どもというのはいろんな中で育っていいんだよということの権利を書こうとしたのか、それともこの小学生テーマ1-21にも再掲している違い、障害者とかいろんな人と接して、お互いの違いを見つけられることができるというようなことが趣旨だったのか、そもそもどちらでしたか？

委員長 どっちも含めてもいいのです。

S 委員 何かこれは、多くの人間関係の中で育つことではダメですか。

委員長 多くのというのは、量的な意味の多くではなくて、多様なということは、いろいろなということです。

事務局(係) 今のF委員の中で、どうしてこういう形になったのでしょうか？という話だったのですが、最初検討委員の中ではA副委員長とC委員とで、起草ワーキングのグループになって考えてもらった中で、『子どもには集団生活と友だちの存在が不可欠』といったような言葉ですとか、あるいは『子どもにはそれぞれ好きな仲間と集い、相手のことをよく理解し、十分な対話が必要です』といったようなことすとか、そういったような『子どもは褒められて、学ぶ権利があります』とか、『子どもは体罰でなくて、叱られる権利があります』と。こういったような人との関わりというようなものをひっくるめた表現として、『多様な人間関係の中で育つこと』というのを挙げさせてもらったという。

委員長 多様なでもいいですか。

L 委員 『多様な人間関係』という言葉は、僕は意外とスッと入っているのですが、『豊かに育つ権利』の頭の所で、『子どもは、さまざまな経験をとおして豊かに育つことができます』という、ここの中に盛り込んでダメなのかなと思うのですが、いかがですか。つまり『子どもは多様な人間の中で、さまざまな経験をとおして豊かに育つことができます』というふうに、学校や、あるいは幼稚園とか、あるいは地域だとかいろんな所で、いろんな人との関係性の中で、そしてなおかつさまざまな経験をとおして豊かに育ちますという、そういう捉え方が『豊かに育つ』ということの内容ではないかなと思っているのですけれど。

委員長 その方がいいかもしれませんね。さまざまな経験の中で、いろんな人間関係の中で、『さまざまな経験をとおして豊かに育つ』。人間関係と経験という。その方が分かりやすいかもしれません。それでいきましょう。『多様な』というのは『いろんな人間関係』とか『いろいろな』とか、これにしましょう。

- W委員        いい、悪いはないのですよ、みんな同じ子どもですから。
- 委員長        いやいや、そんなことはないですよ。世間はそういうものではない、大人の方が「あの子は悪い子だからね」と言ってしまうのがいけないのだ。
- は前へ行って、『自分の決定すること』、これも『参加する権利』の後ろにあります。自己決定というのは豊かに育つ大前提でありましょう。あとは『やりたいことにチャレンジし』、挑戦ではなく。チャレンジというのは、子どもたちの意見の9ページ目にもありました。『夢を持って何かにチャレンジできる』『もしも失敗したとしても休み、また自信を持ってチャレンジし直せる権利』、また『それをサポートしてもらえる権利』、これはどうですか。
- W委員        学校的な感覚なのかもしれないのですが、子どもが豊かに育つためには、やりたいことにチャレンジすることに意義があると思うのですね。チャレンジしていくことそのものに意義があると思いますので、『やりたいことにチャレンジし』、なんかうまく言えないのですが、そのチャレンジしたことで自信を付けていくというか、『チャレンジしたことの意義を認められ』というのは変ですね、何となくこの文章だけだと、「やりたいことに挑戦して、失敗したらまたやってもいいよ」という感じなのですが、プラスして、『やりたいことにチャレンジして、チャレンジしたことの...』うまく言えないのですが、チャレンジしたことで自信を付けていけるというような感覚にしたい。そしてまた失敗しても再度チャレンジしていけるようにしていきたいというのが、子どもの意見の9ページ21番に『夢を持って何かにチャレンジできる。もしも失敗したとしても、休み、また自信を持ってチャレンジし直せる』というのがあります。きっとこれは自分が何かに挑戦したという、そのことで挑戦できたんだという自信だと思うのですが、そういうのを入れたいのです。何かいい言葉がないか考えます。
- 委員長        これは、『失敗しても』という、やっぱりここが大事なのか。
- A副委員長    失敗しても、それを生かしていくこと。豊かということにこだわれば、やはりW委員がそこで書き加えたい気持ちは分かるのですが。
- W委員        何度でもやりたいことにチャレンジし、何度でも新たにチャレンジができるというのと、失敗しても新たなチャレンジができるというのは、受け手のニュアンスがちょっと違うのですよね。『やりたいことにチャレンジし、失敗してもまた自信を持って、新たなチャレンジができる』なら、まだちょっと柔らかいのかなと。チャレンジなどで失敗することが前提にあるのは別にいいとは思いますが、文章としてちょっと寂しいかなという気がしました。
- 委員長        寂しい？新たなチャレンジの前には、失敗してもという言葉と関係づけた方がいいのか。
- W委員        次々とチャレンジするというのもいいと思うのですが、『いろんなことに』

とか。

T委員 『いろんなことにチャレンジし続ける』とかという表現ではダメですか。またそこに強制的な要素が入ってしまうかなと。

S委員 僕的な捉え方でいうと、失敗したら失敗しっぱなしで、また次にどんどんチャレンジしていくというのはあまり好きではないのですよね。そういう意味でいうと、やりたいことにチャレンジして失敗しても、その経験が生かされるとかっていう方がいいような気がするのですが、それではダメですか？

委員長 失敗しても経験が生かされる権利があるわけですか、子どもには。

S委員 それがチャレンジにつながるかもしれないし、糧になっていくかもしれないし、自分の財産になっていくかもしれない。

委員長 もちろん。

S委員 失敗したから、次、リセットしてもう1回やり直しという、ちょっとゲーム感覚になるかと思う。

委員長 うん、そこなんですよね、何度でもというのは、そういうリセットの問題ではない。

F委員 今さら覆すようなのですが、チャレンジにこだわった方がいいのか、子どもたちの文章を持っていくと『夢を持ってチャレンジする』と。チャレンジ云々より、自分が自分の何かに向かって夢を持てるという所の方に、逆にちょっと重きを置いた方が。チャレンジするしないにこだわっていくと、何か手続的な文章になっていくのかなと思うので、もう少し大枠だとダメですか。

委員長 夢を持って、そういう形容詞は、好きですね。なるほど、夢はどっちに付けるのですか？夢を持ってやりたいことに？だいたいチャレンジというのはやりたいことですよ。やりたくないことにチャレンジするということはないですから。でも、やりたくないものを無理矢理チャレンジさせられているという現状があるかもしれない、だからこの21番の中学生の『夢を持って何かにチャレンジできる。もしも失敗したとしても、休み、また自信を持ってチャレンジし直せる権利』、『何かにチャレンジ』というこの『何かに』というのは。

F委員 その人が『将来の夢を持って成長していける権利』という、逆にチャレンジという言葉がなくなってしまうと、あまりにも大きすぎますか。

委員長 これは何度でも失敗してもできるんだという、その所を書き込みたかったのですよね、何か似たようなのが23番にもありますが、やっぱりみんなそんなことを思っているんだ、子どもたちは。『夢を持って何かにチャレンジ』ではなくて、夢にチャレンジするのではないのか。『夢に向かってチャレンジし』で、いいのではないですか。『夢に向かってチャレンジし、もし失敗しても新たなチャレンジができること』とか。ちょっと文章が長くなるけれど、21番の中学生のこの文章というのを。『もしも失敗したとしても』、このもしも失敗したと



しても、一旦休んでまた自信を持ってチャレンジするという、ここの響きがなんかよさそうな気がするのだけ。この文章だと、S委員が言ったようにゲーム感覚で、失敗したからもう1回、失敗したからもう1回と、テレビゲームをやっているように感じ取れます。そんなふうに変えませんか、夢とか希望というのがいいのでは。では、ここの所は、基本的に21番の中学生のこの文章のフレーズを使って書きましょう。それから6番目にまた『多様な』、『多様な芸術文化に触れ親しむ機会があること』、これは、『いろんな芸術や文化に触れ親しむこと』でいいのではないですか。『機会があること』というのは何かまどろっこしい。『多様な』というのは、先ほどもいろんな人間関係の中で、今度も『いろんな芸術や文化に触れる権利』というような、『機会があること』ではなくて、そのことズバリでダメか、何か意見ありますか？では、『親しむこと』にしましょう。最後は、豊かに育つためには『札幌の文化を知り、雪国の暮らしを学び、自然と触れ合う機会が持てること』『学んで、自然と触れ合うこと』でどうでしょうか。子どもたちの意見にもあったと思いますが。これはやはり冬が長いので、豊かに冬を過ごす権利とか、そんなイメージなのですが。

A副委員長 自然と接するということが、春夏秋冬あるのに、特に冬というのを取り上げたという話が持ち上がってくるとしたら、やはり少し形容詞を入れて、厳しさ楽しさがある冬の暮らしというような総合的なものが得られる、それを保障するということを謳うことによって、札幌の『らしさ』が出るのではないかなと思ったので。ここは、ちょっと言葉が必要だなと思いました。

F委員 として1本、札幌市のというふうに、やっぱり札幌市の権利条例なのだから立てなくてはいけないのか、それとも と一緒にする形で芸術文化と自然とに触れ合っていくという風にするのではどうですか。どちらがいいのか分からないのですが、もし札幌市の権利条例としては1本、 を入れる必要があるのでしょうか？私としてはまとめてもいいと思うのですが。特に長いですよ、まであって、 の所を上を持っていくというふうにしても まであるし、人間関係を上に入れるのだったら、もっとスリムにするのであれば も上の経験というふうに言えるけれども、やっぱり芸術文化、自然ということは大事なので1本立てるとしても、2本まで立てなくてもいいのではないかなと思うのですが。でもあとは札幌市ということで。

委員長 どうしても入れなければならないかというわけではないですけど、札幌市のという所を意識しているかどうかと言われれば、大いに意識して入れてみたわけですけども、文化を学ぶ所まではいいとして、私たちの住む町、札幌の雪国の暮らしを学ぶというのはどうでしょうか。

F委員 自分で投げかけて、自分で解消して変なのですが、要するに2の最初の大きな『子どもは』というのは『さまざまな』という、先ほど言った難しい多様性

みたいな所を謳っているけど、1本どこかで地域の文化なり、地域の自然を学ぶということを入れて欲しいということであれば、1つあってもいいのかなと思うのですが。そうすると の芸術・文化を上を上げたら、上の文章が長くなりすぎますか。趣旨としては何となく読んでいて、最初はいろんな人をグローバルに知りなさいということで、でも自分が住んでいる地域、身近な所も学んでいきましょうというので、1本、 を立てたのかなというの。自分で疑問を立てて、自分で回答して変なのですが。納得はしましたが、ただあとは全体のバランスとで。

委員長 札幌のまちづくりにつながる条例でございますので、その地域ということにこだわったと。でも、なぜ雪国の暮らしを学ばないといけないのですか、札幌の文化を学ぶだけではなくて、雪国の暮らしまで学ばなければいけないというのは。

C委員 雪国のスポーツとか、そこを入れたかったのもあるのです。6番の所も芸術文化で、スポーツも入れた方がいいのか、札幌に住んでいても今スキー授業とかもどんどんなくなっていますから、冬のそういう遊びがあまりしたことのない子どももたくさんいるのかなというの。あつて、そこを是非入れたかったのです。

委員長 ですから6番の方の芸術文化は一般的な意味での芸術文化で、雪国あたりのところは の方へまとめたのかなと思うのですが。

W委員 7番には本来的に賛成なのです。どうしても今、夏も外で子どもたちは遊ぶ場所がないと言っているのですけれども、冬になると夏以上に家の中で過ごしているのです。表題が『豊かに育つ権利』ですので、本当は雪と北海道の自然、木の様子とかも夏と冬では全然違いますし、そういうものを身体で感じて、友だちと一緒にそういう中でたっぴりと時間を過ごして、子どもが感覚的に豊かになっていくと思いますので、その『雪国の暮らし』という言葉がどうかというのは別として、7番はとてもいいのではないかなと思います。

委員長 だんだんと書き込む意味が充実して参りましたね、単に札幌だから書くのかというところ、そうではない、やっぱりここで暮らして生きる子どもたちがその中で豊かに育つという。でも文章として。

I委員 私も入れたいと思う1人なのですけれども、A副委員長がおっしゃったような厳しさや楽しさの言葉もいいなと思うのです。『雪国の暮らし』の所を、『札幌の文化』というのは結局そのことを言いたいのですよね。『文化』という部分は。あと独特のものがあるわけではないですから。だから前段があつて、『楽しさや厳しさのある雪国の文化を学び』というような、『暮らし』ではなくて、そこに『文化』を入れたらどうなのでしょう。

委員長 楽しさや厳しさのある雪国の文化を学び。

事務局(課長) 例えば札幌の子ども人形劇場ですとか、あれは全国的には非常に優れた文化なのですよね、子どもの文化なのです。そういうものを学んだらいいのではないかなというような意見もあったのですが。

委員長 『札幌の文化』というのが、さっき『楽しく厳しい雪国の文化を学ぶ』

S委員 これは『雪国の暮らし』という所が何となく僕的には引かかるのですが。『札幌の文化を学び、雪国の自然と触れ合う』とかではダメなのですか。やっぱり『雪国の暮らし』を学ばないとダメなのでしょうか。

V委員 私はこれでいいと思うのですが、要するにイメージ的にはどうしても冬になるとというか、雪がというものを払拭する意味で、もともと子どもがいろいろなことを考えたり、そういったイメージを強くするのであれば、やっぱりこの『雪国の暮らし』というのは、プラス思考になるようなというか、そういうことを子どもたちも考えて個性豊かに育てて欲しいという気持ちが込められているんだと思います。

委員長 『雪国の暮らし』って暗いなど、そういうイメージなのか、そうではないのだと。1つの文化なのだという、ポジティブな。そうするといいですか。『札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと』。前は、歴史と文化などはなかったですね、文化の中に全部入ってしまうのか。では、かなり積極的なご意見がありましたので、とりあえず今のところは楽しく厳しい雪国の暮らしと、そこまで付けなくてもいいかなと。これはこのままいきましょうか。ところでK委員、豊かに育つ中でこういうような文化を学ぶとか、暮らしを学ぶというのは、今W委員が言っていたけども、そういう意味合いで捉えることは、子どもの目から見てどうでしょうか？

K委員 いや、いいのではないですか。

委員長 いいですか。今はそういうような、授業でもやっていることはやっているのですか。では、ますますこれが子どもの権利だという捉え方ですね。次、『参加する権利』、ここもまず『子どもは、自ら参加することができます』という、この何に参加することができるの？というような、日本語としての不自然さを感じませんか？ところがこのフレーズは多治見市や川崎市にもあったと思うのですが。これは言葉遣いとして～に参加するという使い方ではなくて、参加という名詞にするを付けて、参加するという1つの意味のある。昔、青春するなんていう言葉がありましたが、そんな感じですよ。名詞に動詞化して。だから自ら参加すると。

C委員 これは目黒市なのですけども、子どもの参加という所に『子どもは自分に関わりのあることについて、意見を述べたり、仲間をつくったり、さまざまな活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません』とあるので、もうちょっと言葉を足してあげたらと思うのですが。

委員長 だから少なくとも子どもは『自らに関係する事柄について参加することができます』とか、 『自らに関係する事柄』を取って、頭に持っていけば『自らに関係する事柄について参加することができます』とくくって、あと『行政等の場で、自分の思いや意見を表明すること』とすれば、これはいいですね。だから『子どもは、自らに関係する事柄について参加する』でいいのか。『関係する』、そうすると『子どもは、自らに関わることに参加することが』なんか変ですね。あと『自分に関係のあるすべてのことについて』という本、あるんのではないですか。『子どもは自分に関係のあることについて参加することができます』というのではどうでしょうか。では、そうして頭に出して、あとは『家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや、意見』。意見というより、これこそ『自分の思いや、考え』とかっていう方がいいのではないか、意見というと、前から出ていますけども、しっかりとした意見でないとなめなようになってしまうので、思いとか、そういうので、『思いや考えを表明できること』でどうですか。次の『表明した意見は』というところは、『表明した思いや、意見は尊重され』にすればいいですね。

F 委員 の前に、私もこんなに意見が出てくると思わなかったのですが、子どもの方の意見の8ページで、これはテーマ2の方でくりとしては『成長していくために必要なことの遊び、学び、休む』という所ですが、その中の2番の子と、7番の子と、8番の子が、これは別の方で教育を受ける権利はもう謳ってあるから必要ないかもしれないけど、ここで学校に行けるとか、教育を受けれるとか教育を自由に受けられるという、実情で私学に行けなくて公立でとかいう制限はあるんだけど、そもそも で参加する権利、参加することができますよというふうになっているけど、参加ができないその所で壁がある時に何らかのというのが の前に、それが条例のレベルで書くことかどうかは分からないのですが、参加できますよ、したければ簡単にできるんだという前提で、そこで意見表明できるとか、尊重されるというふうに仲間で作れるよというふうになっていっているけれども、その前の参加するという所でつまりいたりとか、ブロックの所の部分を何らかの形で保障するということは書かなくてもいいですか。

委員長 参加というのは学校に入ることですか？

F 委員 ここでたまたま子どもたちの意見でいうと、3人ぐらいが教育、学校なり、学校という形式をとらなくても教育を受けるということも含めて、7番の子なんか書いているのでは。みんな学校に行けということではないけれども、それが何らかの形で、実際親が学校に行かせないとかいろいろ事例はあるけれど、その所の部分で、それは教育を受ける権利があるからオーケーだというふうを持っていくか。

委員長　これは多分学ぶ権利の方のことで、この参加というのは学校だったら、学校の中においてとかの関わりなものですから、この中学生が教育を受ける権利というのは、本当はこれは豊かに育つ学ぶ権利の中身なのでしょうね。そういう整理でいいですよ。

T委員　むしろ今のF委員の指摘というのは、の『参加に際して、適切な情報提供など』とちょっと限定的に取れるのですが、適切な支援を受けられることという、そういう所なのかなと思ったのですが。ここの部分に関しては。

F委員　たまたま自分の今研究しているというか、研究の方でやっている時に、ご存知のように就学援助がどんどん増えていてという事情があったりとか、そういう中でやっぱり教育から遠ざかっている子がいる所の部分の実情、すいません、私はそういう子ばかりに関わっているの、その所で私たちが普通学校で目にする子どもだけではない、その所の手前の子どもたちのことをちょっと思いを寄せた時に、参加という前の部分の所でどんどんお金の方はカットになっていくという所で、ますますそっちのゲートの前の方で、門の前にいる子どもたちの部分をなど表せないかなと思ったりもしたのですが。

委員長　それでしたら、前の『豊かに育つ権利』の所の学ぶ権利の所をもう少し書き込んだ方がいいのでは。ここの参加とはちょっと違う。今のF委員のそういうご指摘とか、こういう子どもたちのことを見ますと、中身はともかく学びということで、もうちょっと学ぶ権利を特出ししてあげた方がいいのかなという感じがしないでもない。つつい学校に入ってしまったあとの権利保障についてはいろいろと議論して、そこまで至る、学ぶ機会の保障みたいなものをもうちょっと書いた方がいいですか。ただ『学び、遊び、疲れたら休むことができる』というのではなくて、学ぶということをもう少し。

P委員　F委員が言っていることをもう少し補足してもらえないか。

F委員　例えば、もしかしたら現場の先生も思うことがあるかもしれないけども、高校進学だけに限らず、中学校とかでも親が、修学旅行費の部分の6万円が出せない、いろんな理由を付けて、病気だから行かせないとか、それをただ親がというのではなくて、やっぱり子どもの権利の部分から見直していくという視点があってもいいのかなと。そうした時に今、委員長が説明して下さったように、ここでずっと考えているのはもう学校に入れて、その子たちの人権侵害とか、どういうふうに私たちが守っていこうかという視点はあるけども、そこより前の所とか、そういう子たちがやっぱりだんだんお金だけには限らないんだけど、そういう文化的なことも含めて遠のいていくと、友だちとの人間関係の中でも友だちができなくなってくるしという、私たちが考えるよりまた別な方のルートで育ちをしていかなければならないという部分でもう少し、私としては教育という所を当たり前と思われているけれども、実情は当たり前

はなっていないくて、そこの所を何らかの形で子どもの視点からというのであれば保障してあげたいなと思ったのです。説明になったでしょうか。

W委員 本当にその通りだなと思うのですよね。お聞きしていると、参加する場を得る権利、参加する、意見表明する、当然自分が意見表明できる場として、そこに所属できるはず、そういうことを基本的に得ることができるように支援するということですか。それともせめて義務教育の間は、その子が何らかの理由で当然学習できる内容が学習できないようなことにならない、親の都合とかでそういうことにならないように保障してあげるとのことですか、どちらかというところと後者ですか。

F委員 もちろん希望としては後者にいきいたいけれど、そこまで積極的に書けないだろうなと。親御さんには親御さんの多分事情があるのだろうし、一方で就学援助だけではなくて福祉の方の生活福祉金の就学援助の所もどんどん増えていて、それは親の方も返済できないというデータも増えてきている時に、これは法律などで具体的な何か運用の手続を書くわけではないので、そういった細かいところまで入らなくていいけれど、でも根本としてはやっぱり子どもは学びたい時に学べるという部分の所が、権利としてはあるのだという所をもう1回書いておいて欲しいなと。それは各個人、自治体というと札幌になってしまうけども、自治体なり、いろんな所の制度面で使える、使えないとか、予算が増える、増えないというのはその時の事情で膨らんだりしぼんだりするけども、権利としてはそこの所をしっかりと謳って上げて欲しいなと思うのです。

委員長 川崎市は『学ぶ』というだけで権利と書いてあるけれど、例えば高知の県の条例は学ぶという所で、要するに『子どもは幸せに育つために、たくさんのことを学ぶ権利を持っています。子どもはその成長に応じて、どこで何を学ぶかなど広く選択でき、失敗しても何度でも学び直すことができます』というような、学びと遊び、休むを分けて条文で規定している例もあるのです。その学ぶという2文字だけではなくて、そんなような学ぶ権利というものを、もう少し噛み砕いて書き込むことはどうでしょうか。

A副委員長 資料の中にあっただと思うのですが、P委員が確か『豊かに育つ』ということの中の8番目に『子どもは自分が持っている権利を正しく学ぶ権利、それから知る権利があります』ということを加えたらというふうに言っている所があるのですが、ここできちっと書いておくというのが1つの提案になると思います。『学び、遊び、疲れたら休む』ということの前のあたりに出てきてよいのではないかと思います。

委員長 ただ今、F委員が言っていたのは、自分の持っている権利を正しく学ぶということも大事けども、前の学ぶ権利そのものの保障というものを書いた方が

いいのではないかという、そんなご指摘だったように思いますけど。

I 委員 F委員のおっしゃったことは、子どもにも学ぶ権利があるんだということも1つだけれども、その養育する親の義務、保護者が結局学校に入れたり、そういうことをする時にすごく財政的に困難で、そういう機会を子どもから奪っているというような、そういう場合もありますよね。だからそういうふうになってくる時には、子どもを養育する親の側への支援の1つとしてなんとかするというのが条約とか、川崎市にもそういうことというのはあると思うのですが、そういうようなことを書き込むということとも違うのですか。

F 委員 書き込めるのであれば具体的に書き込んでいけるだろうけれども、ただそれが経済的なものだけに特化するような形で書いていいのかという部分もあるし、もちろん私の読んだ部分を取っ払った部分でいえば、そういう経済的に困難な子どもの部分の所で就学援助は減らさないで欲しいし、一方で親の収入はどんどん減ってきているので、そういうのが必要な子どもは増えてきているしどうしようというのは、私の携わっている現場というか、関わっている子どもたちの所では起きているけれど、そこまで具体的に書けるのかなというのが一方であります。もちろん気持ちとしては書いて欲しい、書きたいというのがありますけど。

L 委員 条文に書けるのか、書けないのかというと、なかなか書けないのではないかなと僕は思っているのですけど。たまたま昨日中学校の先生と遅くまで話をする機会があった時に、同じ話が出たのですよね。中学校の子どもで就学援助がなんかを受けているけれども、見学旅行のお金を支払えないから行かせてもらえないという状況があると。だけど本当にその家が貧しい状況なのかというところどうも違うような感じもすると。つまり本来援助されるべきお金が、親の所で使われてしまっていて、子どもの見学旅行のお金というふうに回っていかない。親の部分で使われてしまっている。そういうような話があって、これはどうなっているのだと。子どもの権利条約、条例はつくっても意味がないのではないかということで、ちょっと議論になったのですけども。僕たちはどこまで入り込めるかというのはもちろん分かりませんが、条例の中に書き込むのはなかなか難しいかなと思っているのですけど。直接子どもに与えられるべき援助は、子どもに与えられるべきなのに、親の預金通帳の方に入ってしまった、それが子どもの学ぶ権利を阻害している、そういうような状況が実はけっこうあるのではないかなという気がしているのです。何を言いたかったかという、これは市の方にお答えいただきたいのですが、例えば学校の口座の方に直接振り込むなんていうことは、今現在ではできないのですか？

V 委員 1つは給食費については学校渡しというふうになったのです。今、よく言われてますように、正直今のような状況で、そのお金が正当に使われない部分も

あるということで、給食費については両方落ちてますね。見学旅行というのはいわゆる中学でいえば修学旅行なのですが、それについても基本的なものについては直接案内を出して、そのあと各学校で実際に行った子どもの分だけ請求して、それは学校の方に入ってきます。ただ昔ほどすべて何でも満度に全部請求して、使った分が全部入るということは今だいぶ制限されています。でも大部分は実際学校の方にそういうのは入ってきています。だから問題なのは今言ったように、口座が各家庭なものですから、そこで本来子どものためにという部分が使われないということは、今までは多々あったと思います。今、給食費については学校の方に直接入っています。

事務局(部長) ちょっと補足させていただいていいですか。今、給食費の話があったのですが、市の方では各ご家庭にお支払いしたのものには、例えば児童手当とか、児童扶養手当とかいろいろ数があるのですが、現実にはやはり保護者といいますか、親の口座に振り込まざるを得ないというのが普通ですよ。そういう実態があるから、この条例にどこまで書き込めるか、書き込めないかというお話がありましたけども、私たちがこの条例を札幌市として意図しているのは、子どもの権利条例ではありますけども、今言ったように本来は子どものために使われるお金がそうではないということで、子どもの権利を侵害している親、あるいは保護者というのは現実にいるというのは、私たちが経験的に承知していますので、子どもの権利条例、親の義務だとか責任をきちんと明らかにするという意味で、この条例の意義について、そこら辺のことについては積極的に我々も理解したいと思っています。

F 委員 私があえて、気持ちの核の所では具体的な子どもの支援なり、金銭的な援助も書いた方がいいと思いつつ、そこまでは盛り込めないし、盛り込まない方がいいかなと思ったのは、それを具体的に書くことで、実際そういうふうにごく親御さんもお金を使っているというふうな形の親御さんもいらっしゃるけども、そうなるとうる生活保護の不正支給みたいな話になってきて、そういうことの部分でこれを使われるよりは、その親に対しても「子どもってきちんと学ぶ権利があるんだから」というふうに説得していくし、行政の方にも、『子どもが学ぶ権利』という所をきちんとここでは謳っておくという部分で、逆にその辺でセーブしておく方が私としてはいいのかなと思ったのですが。

委員長 どうでしょうか、学ぶことができるということの、学ぶ部分をちょっと特出しして、高知の条例を参考にして、子どもの学ぶ権利というのを書いた方がいいですか。

E 委員 その保護者の所は第4章の『生活の場における権利保障』の第1節『家庭における権利保障』の1番目の『保護者は、その養育する云々子どもの権利の保障に努めなければなりません』ということで、全部を言っているのかなとい



う気がするので、今、F委員がご心配になった所はここにあるのだということ  
でいいのかなと思いました。

委員長 親の養育義務でここはくくれるわけなのですが、その前の子どもの学ぶ  
権利というものをもうちょっと明確にした方がよくはないかという。学び、遊  
び、休むというだけでは、並んでしまうと、学びがちょっと薄まってしまっ  
ている、そんな感覚でしょうか。だからそういう意味で、この学びの所をどうい  
う言葉にするかという、『そのためには主として』次に豊かに育つためには  
『権利が保障されます』という、そうするとあとは『その成長に応じ、どこで  
何を学ぶかを選択でき、何度でも学び直すことが』とか何とか。そのような言  
葉になりますかね。そういう権利が子どもにあって、4章の所では親にはそれ  
に対応した養育義務があるのだという、こういう構成になるということにしま  
しょうか。あとは遊びと休むが1つになるという。あとはどうでしょうか。

事務局(係) 今の言葉の所をもう1回確認したいのですが、『遊び、休む』の前に入  
れる文言なのですが、 の前に入れる文言としてどういった文言？

委員長 高知のを参考にして取っておきましょうか。高知の6条『子どもには、次の  
権利が保障されます』と。たくさんのことを学ぶことと、どこで学ぶか、何を  
学ぶか、何度でも学び直すことができること。これを1つの文章にするという  
と、難しい、ちょっと考えます。学ぶ権利を特出しするという趣旨に合うよう  
な。

事務局(係) 子ども委員の意見も参考にしながら。

委員長 そうですね、ありがとうございました。『参加する権利』は先ほど言ったよ  
うに、『思いや考えは尊重され、適切な配慮』、『参加に際し、適切な情報提供  
などの支援を受けられること』、『仲間をつくり、集まること』って、これはど  
ういう流れの中で入ったのですか。

事務局(係) もともとは条約の集会結社の自由が謳われているところから置いた所です  
けれども、実際友だちを作ったりするというのも出てきていますし、子ども  
たちの方からも。そういった文言もここに入ってくるのかなと思っています。

委員長 仲間を作って、集まること。集会結社は参加する権利を保障するための1つ  
の権利だからいいのか。

L委員 川崎の15条の3『仲間をつくり、仲間と集うこと』だと思いますけど。

委員長 なるほど、では『仲間をつくり、仲間と集うこと』ではなく、『仲間をつく  
り、集まること』ということでもいいですか。『集まること』というのは、分か  
りやすいけれども、『集うこと』というのは集まることですよ、それ以外に  
説明のしようがないので、これにしましょう、とりあえず今日のところは、『安  
心して生きる権利』。これは最も大切なことかもしれません。子どもたちも生  
きるということ、子どもたちから出てくるというところが、やっぱりいろんな

戦争とか何とかの報道がありますから、生きるということを子どもの権利として持っているのでしょうか。『安心して生きることができます。そのためには、主として次のことが保障』、『命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと』、『かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること』、『いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること』、『子ども及び家族の障がい、民族、国籍、性別などを理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと』、『自分を守るために必要なことを知ること』、『状況に応じて、身近に相談ができること』。悪くはないなと思いますけど、『状況に応じて、身近に相談ができること』。どうですか、この6つ、子どもたちの意見を見ますと、やっぱりああいう不審者や、事件などの影響でしょうか、守られる権利、安全ということを随分。10、11ページを見てみると、子どもたちの意見とうまい具合に合っているかなという感じがしますが、どうでしょうか。だから『安心して生きる権利』、要するに身近に相談する所が保障されることという、この『状況に応じて』という書き方が気になる。端的に悩みを相談できることって、どこか高校生が書いていました。『子どもが周りの人に相談できる権利』とか、『悩みを誰かに相談できること』。気軽に悩みを相談できることとか、そんな表現の方がよくありませんか。小学生も19番、『子どもが気軽に相談できる権利』、この方がいいですか。

P委員 『困っていることについて身近に相談し、支援を受ける』とか、『助けてもらえる』とか、相談したら、もう少し積極的にサポートを受けられるというようなことが入っていた方がいいように思います。

L委員 僕も今、P委員がおっしゃったように悩みというか、困ったことというか、要はそういうような悩みとか、困ったことがあったら、気軽に身近な所に相談して援助をもらえることというような書き方がいいかなと思います。

委員長 『相談して支援』というよりも、『相談して援助』の方が何か分かりやすい。ではそうしましょう。『気軽に相談し、援助を受けること』、『自分を守るために必要なことを知ること』、これもいいですか。何となくこの4番『安心して生きる権利』、ここの所は何かいい感じがします。あといかがですか。これで3章を一通り終わりますけども。

C委員 3章の順番はこれでいいですか、項目の順番は。

委員長 安心、自分らしく、豊かに、参加ぐらいにしますか。参加が一番最後でもいいかなという感じは。他の所でも安心、自分のありのままとか、だいたいこの辺ですね。安心を先に持ってきて、参加が一番最後ということで、自分らしく、豊かは、自分らしく豊かにということで、この順番でいいのかという感じがしますが、それならどうでしょう。では休憩をいたします。10分間休憩、4時半から始めます。ご苦労様です。

(10分間休憩)

委員長        それでは始めて参りましょう。順番としては、次に救済のところの7章がいろいろ議論になっていて、今日議論するというにしていますので、後回しにしていると時間がなくなってしまったということになったら困りますので、これから議論に入ります。それとの関連で、R委員からのメールと、W委員からのペーパーが出ていますが、この間のところでは、救済の所はどこまで救済、要するに新しい条例を作るということで、将来に、これから先に遺言として残すわけですけども、遺言の中身をどれだけ書くかということで、ちょっと議論があったかなと思うのです。それで今のところの議論の対象になっている条文案案というのが、お手元にある、この間から議論しているのですけども、今回W委員からペーパーが出ましたので、ちょっとその趣旨をご説明していただきましょうか。

W委員        まずほとんど川崎市の条例と同じで、ちょっとだけ言葉を付け足しただけなのですが、提案したいこととして第7章を『子どもの権利侵害に関する相談・救済』という章にしたいなということが1つです。条例文の項目案の付け足しとしまして、『市は、子どもの権利の侵害に関する相談または救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに』、ここは『図る』か『深める』か迷っているのですが、『子どもの特性や権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする』。まずその理由としまして、下に書いてあるのですけれども、第7章に、条例の制定と同時に成立する有効な救済に関する項目案を加える。将来的に「救済制度の創立」案を7章に書いていますが、条例が成立すると制度の創立までには時間の差があります。条文として7章を設けるのであれば、実質空白ではなくて、条例が制定した時にそれと同時に有効な相談という項目を示したいということです。で、の理由としてこの項目を入れることで、救済の理念として押さえておきたいことを解説で述べていきたいということで、相談・救済にあたっては、条例の制定者である市が関係機関や関係団体との連携を図っていくことが必要ということで、先日、いじめ防止協会というのが出ましたようにいろいろな形で今相談機関の連携がなされています。ただ詳しい所までは調べていないのですけれども3つぐらいありました。理念について、読ませていただきます。『権利の侵害に関しては、子ども期の特徴、子ども期の権利侵害の固有性に配慮して、相談や救済にあたることがとても重要で、基本的な押さえを検討委員会の中で押さえていきたい。子ども期は、適応能力が高く周りの影響を受けやすいし、心は柔軟で傷つきやすい反面、自分が権利の侵害にあっているかどうか判断する力はまだ十分に育っていません。権利侵害の状況が解らないまま、深く悩み苦しんでいる場合も多くあります。』

子ども期に権利の侵害等で持ってしまった無力感や劣等感や不信感は、なかなか回復できないまま潜在意識に残り、その後の人生に大きな影響を残してしまう場合が少なくありません。また、子どもは権利の侵害を受けても、そのことを外に表現する力が育っていません。特に身近な人や親しい人からの侵害に対してはなかなか他人に言えません。自分の殻に閉じこもってしまい、外側からはなかなか子ども本人の苦しみが解らず、顕在化しないまま、集団の中で透明化してしまう、気づかれぬまま日常化してしまうこともあります。』それが普通のことになってしまうということですね。『子どもの権利侵害の救済に関しては、このような子ども期の特徴と、子ども期の権利の侵害の固有性の両面を踏まえた対応が必要であることを、救済の理念として制度面から必要な立場や権限とは別にしっかりと押さえていきたいと考えます。このような理念を踏まえた上で、「子どもの権利侵害からの救済」や「救済制度」について考えていくことが、真の子どもの救済につながる』と考えて提案しました。さらに、虐待・体罰など大きな侵害が起きる場合には、その前に小さな権利侵害を繰り返しているということも見られます。相談の段階、申し立てに至る前の段階でも周りの大人や相談を受けた相談機関等が、子どもの話を良く聞いて、権利の侵害がある場合には、救済に向かう関わりをしていくことが望まれます。実際には勧告・是正要請などの権限が無くとも、ある程度は大人として子どもの権利保障に関わる相談や救済に関わることが可能なのではないかと思います。以上のような考えから、川崎市の条例とほぼ同じですが、項目を加えることを提案いたします。ということです。

委員長　これを付け加えること自体は別に問題はないのかなと思いますけども、皆さま、いかがですか。7章をこれ1行にまとめるといふなら、ちょっと具合が悪いんですけども、さらに第3項目になるのかな、川崎を参考にして付け加えてはどうかという提案ですけど、いかがでしょうか。

L委員　R委員のメールというのはコピーしていただけないのですか。というのは彼がどう考えているかというのが分からないとちょっと。

委員長　R委員は従前通り、要するに川西市を参考しているのだけれども、札幌は札幌で187万都市にあったオンブズ制度を独自に生み出すためには、ここがよく分からないのだけれども、その可能性の芽を摘むようなことはしていけないと考える。それはそうなのです。特に職務を書き込むことには懸念を抱き始めたという、何も芽を摘むようなことはするつもりはないのだが、職務を書き込むという職務とは多分制度設計の書いてあることをいうのかなと。調査・調整・勧告・是正要請等々のことを行うと書いている、それが札幌らしいよりよいオンブズ制度の実現に向けての芽を摘む危険性があるのではないかと、そういうことなのです。これは確か前回の時も一生懸命言っていたので、特に新し

いことはありません。ただそれだけなのです。

L 委員       では、W委員に質問させていただきます。検討委員会の起草ワーク等で制度設計まで書き込む必要があるということで、僕たちは書き込んできたのですけれども、今回の出された対案の中には、あえてそういうことを一切書かないという判断をされているわけですよね。その理由は何なのでしょう。あと括弧書きで勧告・是正要望の権限が無くとも、大人として子どもの権利保障に関わる相談や、救済に関わっていくことは可能。育ち学ぶ施設での対応も可能と書かれていますけども、その根拠はどこにあるとお考えですか。

W委員       これは、加えるだけです。制度設計の、要するに今2本立てですよ、救済が。第7章が2つですよ。それを3つにして欲しいということです。まず相談の所では、相談ですので当然勧告とか是正要望などはないのですけれども、例えば学校であれば体罰防止委員会とか、相談機関でも調整をやって保護者同伴で施設内にはいるとか、いろんな形が取れるということで、これ1本に絞るということではないです。まずこれがあって、それから救済制度ではないかなということを行っています。

L 委員       この書かれたことは、確か川崎の2項目、オンブズパーソン以外の話を書いているのですよね。

W委員       そうです。そういう考え方です。川崎もオンブズパーソンでの救済と、もう1つ、それ以外もきちっと網羅していこうということで、それ以外の所に子どもの特性と子どもの権利侵害の固有性ということ、そこに盛り込んで、かなりそれは委員会の中で検討して、こうして作っているオンブズパーソンの方にも手渡しているのです。その理念を、受渡ながら作っているという経緯なので、やはりきちっと理念がある方がいいと思いましたので、是非札幌でもそういう形にしていだきたいなと。オンブズパーソン1本だけでは条例ができてから制度ができるまで、オンブズパーソンなのかどうかは分からないのですが、制度ができるまで全く空白ですよ、その条文は実質。時間がかかりますので、すぐ1カ月とか2カ月では無理だと思うのです。やっぱりその間も今まさに権利侵害にあっている子どもたちがたくさんいますので、これを入れて欲しいということなのです。

T 委員       ちょっとかみ合わないかもしれないのですが、あえて今、L委員の質問に補足的な質問をさせていただくと、確かに勧告・是正要望などの権限がなくても相談に関わっていくこと自体は可能と言われたら可能なのですけども、ただ救済という枠組みで考えた時に。

W委員       それでそこを相談・救済という枠組みにして欲しいなと。やっぱり子どもにとって相談は1つの救済ですので、いらないということではないのです。

T 委員       それを否定はしないのです。だからここを盛り込むこと自体は、私は別にこ

れ自体を反対ということではなくて、むしろやっぱり私たちが目指してきた、中間答申でも出してきた救済制度というところで考えた時に、相談を受けてから、最終的には強い権限を持って働きかけをする、その前提として調査もするというところの裏付けがないと、同じ相談と書き込んだとしても、ここの相談とちょっと離れてしまうのですけども、救済制度として捉えた時に相談というふうに書き込んだとしても、その意味合いが違ってくるのではないかと思うのです。

W委員　　ここは内容的には相談機関として関わるという内容なのです。それは私が勧告・是正要望などがなくてもというのは、相談機関は子どもの話からだけではあるのしょうけども、事実の認識・把握とか、それから調整という機能は相談機関にもあるけれども、相談機関にはこの勧告・是正要望などの権限はないということを書いただけであって、相談機関や1人の大人としての救済に関わる部分はあるという趣旨なのです。ちょっと誤解されたら申し訳なかったなと思います。

F委員　　だとしたら逆に、T委員の続きになるかもしれないですが、今既存の部分に親であれ、学校の先生であれ、近所のおじさん・おばさんであれ、とにかくその子どもの権利侵害を受けた人は、この救済制度の所につないでいかなければならないというふうに、なりで書いていくというだけではダメなのですか。私も確かに相談はいいのですが、一般の「お話、聞いたよ。しゃべってスッキリしたでしょ」というレベルと、最後の7章の救済制度とは少し違うのかなと思っていて、その部分で相談とかもちろん身近なところで受けた人は必ずここにつなげなくてはいけないと書く方が、かえて本来のW委員の趣旨につながるのかなと思うのですけど。

委員長　　これまでもいろんないじめとか、虐待の時にはその個所で、確か連携して相談、防止何とかに努めるという。個別の対応については書き込んできているわけで、もちろん市がそういうことを連携してやるということ自体は何も悪いことではないし、当然のことだし、今もやっているというわけでしょう。ここの7章の趣旨というのは、我々の総意としてオンブズパーソン制度を作るべきであるというのに基づいて、それを遺言として条例に盛り込むと。この1点にあるわけです。ですからW委員の言っていることがおかしいとか何とかということは全然ないわけで、もうすでに個別の条文の中でそれは現実化しているわけであって、7章にあえて第3項目を盛り込むということによって、当初の7章の意味合いが薄まってしまっただけとはいえない、そちらの方を危惧するのですね。

S委員　　W委員のお話の部分で、1つ感じるのは救済制度がいつできるかということところが、きちんとゴールが何年の何月までにとかが明確であれば、1つそこは担保になるのですけれども、そこがはっきりしていないのであれば権利条例がで

きた段階でも、着々と権利侵害というのはもしかしたら起きうる可能性があるわけで、そこをどのような形で我々がきちんとその権利救済をしていくかということ考えた時には、やはりオンブズパーソンとつながる前段階においての既存の相談機関、私も実際そうなのですが、その位置付けというのは明確にしておく必要があるのかなと思う部分があるのです。例えば今現在もそうなのですが、私の所に電話で相談に来ている中学生の不登校の子がいるのですが、学校のカウンセラーの人たちが週に2回来ていて、合計で6時間なのです。午前中火曜日は3時間来て、金曜日は午後から3時間来るのですが、違う日に学校へ行くと担任の先生が出てきて「お前、今日は何で来たんだ」と。「教室に入るんだったら入れてやるけども、教室に入れないんだったら、お前、いるとこないぞ」と。で、「君1人に対応できる先生も、今空き時間で空いている先生もないぞ」と。「だから今日、帰りなさい」と。金曜日だったらカウンセラーの人が来ているから、午後からおいでと。そして帰されるみたいな話があるのです。その子はちょっと間違っ、金曜日ではなくて木曜日に行ったのですが、そういうようなことがあった時に、これは明らかに参加でもなければ、教育でもない権利侵害であって、そういうようなことがあった時に、我々はどうするかというと「こういうことで子どもが帰されたんだけど、そこをもっと考えてもらえないだろうか」と、勧告でも是正要求でもないのですが、民間の1団体なのですが、そういうことで学校と話し合っていくというような機会というのはあるのです。そこで一緒に考えてもらう。「実は教室がなかったのですよ」、「他に空き教室がないのですよ」とか「カギが係っていて、そこ、開けられないのですよ」とか、何かそんな理由を言っている先生がいたのですが、それをもうちょっと改善することって、民間団体とでも一緒に話し合っていくということはできるのです。その関係性を強化していくとか、その働きかけを強化していくということが1つ盛り込まれることが重要なのかなという部分と、それからさっきR委員も言っていたし、前回私も言いましたけど、その遺言の部分でどこまで書き込むかということについての配慮という部分、それはまた別問題なのですが、そこは少し慎重に考えて欲しいなという部分と。

W委員 別に考えて欲しいのです。私は子どものことだけを考えると、相談機関を調べてみたらたくさんあるのです。この委員会の委員さんの中にもそういう相談活動をされている方が。それは子ども自身からの相談であったり、それから親をサポートする、子どものことについての悩みを親にサポートしていく相談であったり、いろんな形の相談があるわけで、まずそれを知らない人もいます。子どもの中にも親の中にも。きちっと結び付いて連携している所もあったり、いじめに関してはいい方策が校長会を通じて、現場に下りてきたりと

いう、実際に効果があったり、それは個人であったり、組織であったり、まだグチャグチャな状況なのですけども、本当に今まさに権利侵害にあっている子どもが何らかの形で、1歩でも前に進むのが大事であって、オンブズパーソンを作るというのは1つの目的なのですけれども、それが薄まるか、薄まらないかというのは、また別件にして子どものことについて条例の成立と同時に少しでも強化されるものがあるべきではないかと。それが無いのに、なぜ第7章という章が子どもにどんなふうに還元されるのか、空白の時間の中にといい矛盾点が出てくるのです。その矛盾をやっぱりなくしたいなというのが、一番の願いなのです。それは子どものためになのです。委員会で主張していること云々ではなくて、オンブズパーソンの制定の所の解説の文言については、また別の話にして欲しいと思うのです。

T委員 別の話でというのが、多分つながって捉えられてしまっていて、ちょっと議論が錯綜している気がするのですけれども、私も別にオンブズパーソン制度がすべての救済に対応できるウルトラCだと思っていないし、多分積極的にその制度設計を盛り込むべきだという意見を言っている委員が、そういう観点で制度設計を入れるべきだと言っているとも思っていないくて、当然に重層的ないろんな相談窓口があり、救済制度ができて、その1つとしてやっぱり条例の実効性という所ではきちんとパーソン制度、もうパーソンと呼んでしまいますけど、オンブズパーソン制度の根幹部分だけは条例の中に入れるべきだという議論と、そこまで行くことに慎重だという議論が前回の議論だったと思うのです。だからそのこととこの問題を分けるということであれば、確かに分けて確認して連携するということを盛り込むこと自体について、異論があるかと言われたらそれは異論がないし、確かにどんな相談窓口がどんなふうに機能しているかということは、私たち自身も知らない所もあれば、もちろん大人も子ども自身も知らないという所はたくさんあるので、そこは確認しながらもっと使い勝手の良い形にし、広めていくという作業は同時進行で必要だと思うのです。そこは全然異論はないのですね。他方で7章の中に救済制度として、やっぱり骨格は入れたいという所はこの議論とは別個だということであれば、そこが核心だと思っているので。このW委員の最後の方の文章を見ると、勧告・是正要望などの権限がなくともという所は、ちょっと言葉に引っかかっているかもしれないのですけど、ある面権限といふかな、それがあることが前段で書いてある子どもの権利侵害の固有性に合わないのではないかという、その疑問の投げかけも含んでいるように読み取れたのですけども、そうではないのですか。勧告・是正要望という権限を持って、調査をしたり、最終的に意見を言ったりということが、前段のW委員が書いている子ども期の権利侵害の固有性とか、大きな特徴とか、多分この前段の所はほぼ書いてある内容自体は異論はないと思うの



です。

W委員　　最後は何を書きたかったかと言いますと、相談の段階でちゃんと対応していれば大きなことに至らないケースもあるので、確かにもう大きなことに至ってしまった場合にはオンブズパーソンなどの制度がなければ解決できない場面なのですけども、その段階できちっと、予防にはならないのかもしれないのですけれども、こんなことをされた、こんなことがあったという相談の段階で、やっぱり少しでも周りで動いてくれる大人がいると、大きなことに至らないで済むのであればそれは本当にいいなと。ですからまだ小さいうちは勧告とか、是正要請とかというのはあればあったに越したことはないのですけども、必要ないということではないです。というのは一番懸念したのは、私の中では子どもからは相談したいという声がたくさんあるのですね。体罰とか、いじめだけではなくても、権利の侵害というのはたくさんあるのです。差別とか、個別には体罰とかいじめについては救済というのが謳われているのですけれども、現実にはない段階で子どもが求めているのは、やっぱり相談というのを求めているのかなと思ったのです。それで外したくないなというだけで、ちょっと私の言葉が、先ほどお話しされたように「うんうん、そうなの」と聞くだけでは、全然救済に当たらないなという思いもあったりしたので、子どもに役立つということを書きたかったために、この勧告・是正要望などの権限がなくても大人として子どもの権利保障にという、その勧告・是正要望などの権限がなくてもというのは消していただいてけっこうなのです。思いはやはり子どもの側に立てる相談、それが子どもにとっては1つの救済になっていくという考えです。

F委員　　かみ合うかどうか分からないですが、やはり7章のこの意図としては、この条例を作って、これを絵に描いた餅にしなくて、それも絶対最後までできっちり責任を持つという所のオンブズマンまでもやりますよ、救済しますよというところを謳って。それがおっしゃるように、早々にこの制度ができなければこの7章だって絵に描いた餅になるのではということになるけれども、7章の意図はそうだと思うのです。それと今現行のできない、このオンブズマン制度ができるまでのところの対応をどうしていこうというのは、やっぱり大事なのです。それは別のフォローなり、何なりで謳っていくべきだろうし、もう1点の相談云々の所はその大事さは十分分かるけれども、それをここに盛り込むことで、オンブズマン制度を作っていく時に、そんなことはあり得ないと思うのだけど、でも現行で十分相談の所でできて、警察と児童相談所以外の所は権限はないけどできているから、それぐらいのオンブズマンでいいんのではないかというものができたら困るなというのが、私の懸念なのです。

L委員　　僕も基本的に今F委員がおっしゃった通りです。既存の相談組織というのはたくさんあるのだから、オンブズパーソン制度を新しく作るといっても時間が

ずれるわけだから、既存の所でちゃんとすべきではないですかと言うのは分かるのですが、今僕たちがここで第7章をあえて新しい制度を創設すると言っているのは、既存の組織の相談機能ではなかなか解決されていないという現状があるから、だからこそ新しく救済の制度を作りましょうという、そういうものをここにオンブズパーソンという形で仮称で挙げているわけですよ。ですからそれをやっぱり強調していくべきで、すぐできないのはどうしたらいいのか、捨てておくのと言われると、少なくとも川崎のように、川崎が一番最後に附則の2に『市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく、認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来に渡る深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待などの予防、権利侵害からも救済及び回復などを図ることを目的とした、新たな体制を早急に整備する』と書かれているのです。だからこういうような形で、附則を付けて、そこに期日を限定するのは無理なのかもしれないけれど、ズルズルとオンブズパーソンという救済のシステムを作らないということにならないように、歯止めをかけるという必要はあるのだろうと思います。

W委員 質問なのですが、私も分からなくなる時があるのですが、ここは子どもの権利条例の第7章ですよ。子どもの権利条例の第7章ですよ。前段に述べている子どものいろんな、こんな権利があるよと。こういう権利があったら、子どもは成長・発達、健やかにできるし、自分の力を発揮しながら可能性を追求していけますよという、そういう権利を侵害された時の救済であって、それは権利の保障のためのものだと思うのです。ここに相談という内容を入れない方がいいという理由がよくわからない、私は相談が入って当然、川崎と同じように条文の中に相談が入るのが当然だという考え方です。というのは子どもに何か権利侵害があった時に、ストレートにオンブズマンに申し立てをするよりはだいたいどこかに相談して、そのあとそれでも解決しなくて、またそれよりも大きな侵害にあって、親も含めて申し立てをしていくと思うのです。なので相談と権利救済制度というのは一環というか、私の中ではつながっていると思って、オンブズパーソンができた時には、逆に相談機関からオンブズパーソンに代理人として申し立てできるような関係があった方がいいのかなと思うのです。

L委員 この条例案では相談と書かれていませんけれども、本来オンブズパーソンは相談からスタートするわけです。ですから新しく作る組織としてのオンブズパーソンが1年後ぐらいに仮にできたとしますけど、それは当然相談からスタートする。

W委員 そこで私はすごく分からなくなったのです。自分の中で、1人で考えていくと。今ある例えばK学園の相談機関とか、H養護園の相談機関、P委員が

やられている子どもセンターとか、いろんな公的なものも、それから民間の相談機関もあってオンブズパーソンというのはそれを越えたものすごい相談機関だということではないですね。並列ですよ。オンブズパーソンも相談機関の中では、同じ相談機関に入って、それからもっともっと強い権限を持った救済という所では、特別な力を発揮するという、相談においては並列的なのかなという押さえだったのですが、そうではないのですか。

P 委員 論議の方向なのですが、この間論議した時よりは、W委員の提起はよく分かったのです。それは空白の期間の中にも、子どもの権利侵害は起きる、起きていると。だからオンブズパーソン制度ができるまでの間、どうするんだという提起が1つあると思うのです。だからその部分の論議を先にした方がいいのかと。今まで我々が論議してきた、これで言うと救済制度の創立と制度設計だから、その中にこれを盛り込むというのはちょっと異質な感じもするのです。これに盛り込めるのか、あるいは別な所で提起されたことをどこかに書けるのか、そこら辺の論議を先にやった方がいいのかなと思うのですが。

S 委員 僕的な感覚で言うと、2階建てのようなイメージをしまして、まず既存の相談機関が、現在ある相談機関があって、さっきL委員がおっしゃったように、そこで対応ができなかったりとか、その範囲を越えるようなものについてはオンブズパーソン制度になっていくのかなと。そういう意味で言うと2階建てであって、まず1階部分をしっかりと基礎固めをした上での2階にならないと、それぞれがバラバラになったらどうなのだろうと。あとはそれぞれの位置付けがどういう形できちんと整理されるべきなのだろうということを見ると、7章の中で1つ整理をして、2階建てでしてしまった方が、先ほどから言っている、できるまでどうなんだと。今、P委員がおっしゃったように、それは別項立てにしてということではなくて、ワンパックで考えた方がいいのかなと考えているのですが。

委員長 これは2階建てではないのです。こういう今ある相談機関が大いに充実されて、その機能を発揮する。それは結構なことなのです。ですから別にこの7章に書き込まないからといって、そういうようなものを我々が否定するわけでもないし、どちらかというと札幌市というのは、「連携して頑張ってやっています」というぐらいのものなのかもしれません。そういう現実を現実として、それと全く別にこの子どもの問題に特化したオンブズマン制度は作るべきだと。その空白の間はどうするのだと。空白の間は今の状態で行く以外はないわけですよ。だからなにか手抜きをするのをこちらが認めるとか、そんなわけでは全然ないわけでありまして、大いにやってもらって、それはそれで進んでいかなくてはいいし、利用者の方がオンブズを選択する場合もあるでしょうし、K学園の方の相談窓口だけで解決する。それは別の問題として、決して2階建

てではないのであります。ですからそう考えますと、あえて条例でということの一番のポイント、メッセージは何かといたら、こういう特別な制度を作るのだと。その間どうするのだというのだったら、附則などで今の制度を充実して、できるだけ早くするように頑張るといような、そんな附則でも入れてくれた方がまだいいかなと思う、そんな感じがいたします。実際に全部を網羅するわけではありませんけれども、それぞれの個別のあれには相談を連携してやるということになっていて、特別7章に盛り込む必要は、私はないと思う。

I 委員      それはいわゆるW委員の言っている相談だとか、今日常的にあるから、そういう相談の機会がすごくたくさんなければダメだというのは、私も本当にそう思うのです。そういうことに関しては、例えばさっきも気軽に相談し、その援助を受けることができるということ、きちんと規定していたり、例えば施設設置管理者の項の所でも、そういう機関と関連を持ってというふうな形でも打ち出されていると思うのです。ここの部分の再度提案されたものに関しては打ち出されているのではないかなと、私は思うのです。だからその部分は、今実際にやっていらっしゃる相談機関とか何かでも相談は受けますよね。それでいろいろ調整とかそういうことはやっていると思うのです。そういうことはやるけれど、第7章の部分に関しては、本当に子どもの権利条例をきちんとその立場に立った、いわゆる救済制度をきちんと作っていかうということだと思うのです。だからW委員がおっしゃっている部分をもし入れるとすれば、新たに相談機関の部分、相談することができるという部分についての何か制度的なものを作ることではないですよ、だからそういうことではないことについては、すでに子どもの権利条例で打ち出されているのではないかなと思うのです。

W委員      納得できない所はたくさんあるのですが、タイムリミットがありますので、本題の所でちょっと反対が多いということであれば、私としては子どものためにどこかで相談がうまくいっているかどうかを、またちょっと見るような、また連携付けて、例えばバラバラにある相談機関というのはなかなか自分たちから、連携しましょうというふうにはなっていないと思うのですけども、ちょっと連携付けていくような、そういう働きが現実には子どもの救済につながるだろうと強く思っているのです。ただここに書くのが無理であれば、どこかちょっと残しておいていただいて、他の所で例えばまた話す機会がある所で、本当に子どものために検討していただきたいと思うのです。時間も大事ですので。

S委員      ということで、2階建てではないということなので、それは理解しました。それは当然そうだと思うのですけど、どこで関係づけていくかということ、結果的に形態として2階建てになってしまわないかなと懸念していた部分があった所が1つと、本当に今できるまでの間に起きうるさまざまな問題に対して、

どう対応していくかということについて、どこかにやっぱり記載して欲しいなと思います。

委員長 　ただ、今実際窓口は動いているので、オンブズパーソンができるまでの間、何も手立てがないというのだったら、もちろん何か書き込まなければいけないけれども、今まさに札幌市の施策としてもいろいろやっている中で書き込む必要はないのではないかと。そこをチェックするのは多分子どもの権利専門委員会の施策のチェックのことになるので、今、ここに書いてあるのは連携して、特性に配慮した対応をしろという心構えを強く理念を打ち出すだけで、それによって現実が多分変わらないでしょう。もし何もその他に救済制度がないのであれば何か書かなければいけないけども、あるのですね。

W委員 　川崎はオンブズパーソンの中でなのですが、そういう連携を通して体制を、子どもの権利の保障のための体制を整えていくというのが書かれていて、それは結局政策に結び付くというつながりを作っているのです。ですから川崎ではそういう相談機関と、オンブズパーソンとは別個のサイではなくて、それが市につながるいろんな道を造っているという現状にあるのですが、今、この権利条例検討委員会の中でもし無理であれば、そういう道というのは、つながりというのは大事だと思うので、是非そのオンブズパーソンの制度設計の中には必ずやって欲しいなという気持ちがあるのです。やはりその相談を通して、学校とか地域の体制的な面や組織というものを考え直していくという、逆に子どもから上がってきた問題から、そこを考え直していくということをするためには、相談機関と連携していなければなかなか難しいので、そういう面は残しておいて欲しいなと。ここで切って、それで終わりではなくて、ちゃんと残しておいて欲しいなと強く思うのです。

T委員 　ここはさっきL委員が言ったように、別の問題にした上で、私は附則なら附則に書いた方がいいと思います。一緒に書くと、これ、本当に実践的な意味も含めてなのですが、やっぱり救済制度の意味合いが薄まったり、ぼけたりするということが、実践的に考えると一番懸念されることなのです。だから2階建てに見えるから、2階建ての部分より1階建てを重視しましょうという、流れになってしまうことが懸念されるので、今、私たちの既存の制度で補填できない制度として、救済制度を打ち出すとしたら、相談の拡充とか、おっしゃったこと自体は多分全然異論はないと思うけれども、そこに一緒に書くのではなくて、別の形で書いた方がいいと私は思っています。何回も重なるのだけれど。

W委員 　附則というのは意味が分からなかったのです。それともう1点は、先ほどP委員がおっしゃったように、条例ができた時点で、今もそうなのですが、権利の侵害を受けている子どもたちが「もう今は相談機関があるんだから、そこに

行って今まで通り相談すれば、それでいいんじゃない」というのはちょっと。やっぱりそこはオンブズパーソンができるまでの間、権利条例ができて、その権利保障の対になる権利侵害からの救済というものに対して、一切触らない形になってしまうので、そこはちょっと話し合っていたらいいと思うのです。

P 委員      先ほど言ったのは、W委員が提起したことを、僕なりに整理していったのです。オンブズパーソン制度ができるまでは関わらないということではなくて、この権利条例の中に、いろいろいじめや虐待や何かの所で、我々が論議したことが盛り込まれていて、それは子どもの救済のために関係機関が連携して、あるいは子どもの育ち学ぶ施設の管理者が、そこに対して対応しなければいけないということは、ずっと検討してきたことですし、今よりは少なくとも前進することが提起されているのだと思うのです。それからもう1つ、相談機関はそれぞれ今でも連携してやっているのですよね、例えば私の所に相談があったとしても、私たちの所だけでは相談に十分対応できないことがたくさんあるのです。その時は関係する所を紹介して、「ここで是非相談してみてください」と。あるいはいくつかの関係機関の人たちが集まって、その問題について話し合いをしながら、このケースについてはどういうふうに対応したら、この子どもや親たちが一番いい方向に進むだろうかという、連携はそれぞれの機関でしているのです。市がそういう調整機関をするというのは、また別な問題を生じてしまうのです。だからこのオンブズパーソン制度の創設と設計の中に、W委員が提起したことを盛り込むというのは、別な性格を帯びてしまうのかなと私は思います。

W 委員      例えばオンブズパーソンができた時に、子どもからどれぐらいの救済の相談が来られるとお考えですか。要するにオンブズパーソン制度が実質どんなものか、私には分からないのですが、すべての子どもの相談や救済の要望にきちんと応えてあげられるような、それだけの規模のもの、例えば札幌は広いので、30、40という相談はすぐくると思うのですけれども、それにちゃんと対応していけるのかなというのが不安で、これをちょっと出したのです。

P 委員      L委員の方が詳しいと思うけれども、川西の報告を読んでいる限りでは、かなりの相談があるのです。最初顔の見えるオンブズパーソン制度とって、学校だとかいろんな所に配っているから、相談はすぐそこに寄せられるのだと思う。だから例えば札幌でもそれができたらたくさんくるかもしれないと思うのです。それにちゃんと対応できるだけのものを作ってほしいと、私は思うのですけれども、ただそれがずっと続くかというのはまた別な話で、ほとんどのケースは相談をすることで一応解決の方向に向かっているのだろう、実際に相談からも少し進んでいるというのは、パーセントがはっきり分からないけども、かなり少なくなっているのです。2割ぐらいがもう少し突っ込んだ相談、救済

の業務をしているけれども、実際には子どもたちはそういう所にいっぱい電話をかけてくるわけで、それは実際にやってみないとわからないとこなのではないかなと思います。

L委員 川西の報告では150か160とか、そんな感じだったと思います。ただ実際に川西そのものは15万人ぐらいの都市ですから、子どもの数そのものが全然違うということと、どれだけ認知されるのかということもまた全然、一気に対応不可能なことになってしまっても困るけれども、たくさんの既存の相談組織、相談ということに関しては既存の相談組織が札幌にはあちこちにありまして、かなり充実しているのではないかなと思うのです。オンブズパーソンができたからといって、すべてそこに持ち込まれるというふうには、僕は思っていないです。相談業務だけでほしい終わって、2割程度が1歩進んで調整というか、調整業務に入ることらしいです。調整業務というのはやはり相手に関わっていくわけですから、けっこう忙しくなるだろうと思います。

W委員 私も川西が4年ぐらいに28件とかという資料は持っているのです。札幌でどの程度を予想して、どの程度の対応が可能、要するに「ちょっと待ってね」と言われる子どもが、そういう予測はどのようにお考えですか？ということをお聞きしたかったのです。川西のはだいたい分かるのですけれども。

委員長 それは分からないでしょう。

W委員 分からないのですけれど、なぜこだわっているかという、「ちょっと待ってね」と言われる子どもが出たら可哀想だなという、その一言だけなのです。そこに相談というのを入れたかった。

F委員 W委員が答えて下さったのですが、その数を聞いて多かったらどうで、少なかったらオンブズパーソンはいらないというわけではないですよ。だとしたら、オンブズパーソンができたから既存の相談機関はあまり発揮しなくてもいいということではなくて、既存の相談機関も十分これからもっと充実して欲しいけれど、それとはちょっと性格を異にした、子どもの権利条例に基づいたオンブズパーソンを作りましょう。でも多分利用者の方にしてみれば、同じ窓口の1つというふうになるかもしれない、でも今実際お母さんにしても保育園の先生に相談する方がよかったり、児童相談所に相談する方がよかったりというので選択の幅がある部分で、それはあまりそこまで多い、少ないとか、それで今既存の相談機関が軽視されるということではないので、大丈夫ではないかと思うのですが。

W委員 2つの要素が、要するにオンブズパーソン制度の創立という趣旨が薄まらないという考えと、それからより多くの子どもを広い範囲の問題、深さの問題がいろいろある、さまざまな問題に関われる救済と考えていくということと、ちょっと論点が違っていますので、そこは分かります。大切にされている所が

違うのだなというのはよく分かりましたので、今は最終的な子どもの本当に深刻な状況に陥った子どもの救済に当たれる制度のオンブズパーソン制度が一番大事だと。そのために相談をここに書いてしまうと、それが薄まるということですね。そういうことではないのですか。それと普通の相談とは別だということですね。

委員長 救済制度の創立なのだから、我々が今制度として作るものはこれだということを出すのが、この第7章の趣旨なのです。だから相談窓口をどうこうというのは何も否定するわけではなく、W委員の趣旨が無視されるというわけでは全然ないのです。

W委員 本当に子どもの権利条例の中の第7章の趣旨は、今ある子どもの権利侵害に少しでも対応するということだと思っていたのです。それが途中で散りばめられている中で、それはクリアされて、第7章の趣旨はオンブズマン制度を作ることだということですね。

委員長 救済ということを考えたら、やっぱりこういう制度でなくては救済にならない、たまたま相談からやって、相談で解決するケースが多いというのは報告されているけれども、要は最後まで行って救済ができる制度として、何を我々がメッセージとして残すのかという時には、窓口を充実させるというのではなくて、やっぱりこういうきちんとした救済の名に相応しい制度を作れということと言わなくてはだめなのです。

W委員 できるまでのことを言っていたのですね。

委員長 できるまでは今動いているのです。だから7章に盛り込むのはオンブズパーソンを作ろうではないかと、作るべきだという明確な意志を盛り込まない限り意味はない。

T委員 人権侵害がひどいものに対応して、そのオンブズパーソンを作るところを優先しているというふうに必ずしも思っていないと思うのです。他方でいろんな人権侵害に対応する相談窓口が重要ではないとも言ってないと思うのです。ただ条例の中に相談窓口をあえて書き込まなくても、現在いろんな所でやっているし、条例に書かないと進んでいけないというものかと言われたら、そうではないというふうに思っていて、必要性の優先度合いで考えると、少なくともオンブズパーソン制度は書き込まないと進んでいけないものなのです。そこだけははっきりしているのです。だから必要性というか、今の必要性の度合いからすると、そこから中身の話になってしまうけれど、できるだけ早い段階で私は救済制度を具体的に立ち上げるという意味で考えると、その基本的な仕組みの第3者機関であるということと、一定の権限を持っているということまでを書き込んでおかないと、この救済制度を作ろうということの意味がすごく減退するというか、あとでうやむやにされてしまう危険があるというふ



うに思っていて、今やっぱり条例の中に必要なところはそこだろうという、そういう意味合いです。

L 委員　　大きな権利侵害があった時に、オンブズパーソン制度は確かに有効なのです。勧告とか、直接的な関わり合いで入っていくことができますから。だけれども日常茶飯事に行われている、ある子どもに対する権利侵害という、そこは大したことはないという押さえをしているわけでは全くなくて、そのオンブズパーソン制度を作っても、作ることによって、その日常茶飯事で起きている、いわゆる軽度な権利侵害でも、制度を作ることによって、もっと丁寧な子どもたちに対する対応ができて、解決の糸口がつかみやすいだろうという考え方でいると思うのです。僕はこの前の議論の時に、25ページの制度設計という所に調査・調整・勧告・是正要請を行うことというふうに書いてある、ここの所に相談というのも確か全体に入れるということで明確化されたのではないかなと1つ思っていることと、やはりこの制度があまり遅く出来上がったのではまずいことだから、やっぱり附則を書き込んで、川崎のように早急にこの制度を作らなければならない。附則を書き込む必要があると思うのです。その所に解説という形で、現在ある相談機関などは一生懸命連携を取ってやっているけれども、そのことについて少しプラスイメージで書き込んだ上で、充実してもらわないといけないけれども、オンブズパーソン制度を新設するという解説にしておけばなおいいのではないかなと感じています。

V 委員　　この制度自体が必要であるということは、もちろんなのですが、前にお話ししたように、今2階建てという言い方なのですが、私は予防的な部分と、いわゆる救済制度というのは両輪であると。そういう考え方なのです。確かに救済ということについて、第7章でしっかりとこういう形で書かれているけれど、それは予防的な部分の相談の充実というのは確かにいろいろな部分では出ているけれども、それは本当にこの条例を読んだ時に皆さんにストーンと落ちるのかなという懸念が1つあるということ。それを私は感じました。2つ目は確かに既存のいろいろな相談窓口もあります。ただそれは本当に連携をとっているけれども、実際私たち学校現場にいても、どういった場合にはどこの機関にということが明らかではないというか、認知していない。もっともっとそういったものが、我々もそうですし、保護者や子どもたちにも下りていくということをきちんとしていかなければならないし、その連携というのでも公的な部分と、民間でもいろんないい意味で、トータル的にきちんと分かるような形にしていくということも、書いていっていただきたいなとすごく感じます。そしてもっと言うと、こういう場合にはA機関へとか、これであればBであるとか、そういう重層化というか、そういったものももう少し分かりやすくしていかなければならないのかなと。特に救済措置の中で、子どもたちのことを考えると、勧告

や是正、いろいろありますけれど、もっと言うとそこまでに至った部分と、そしてそこに子どもがいろんな意味で心に傷を負った、そういったケアというのも非常に大事なことだと思うのです。そしてその子がそこにずっと、例えばその地域に住んでいけば、やっぱり日常の中で他の子どもとどうしても関わらなくてはならないという、その中の子どものいろいろな葛藤というか、重圧というか、そういった部分をきちんとしていかなければならないのかなということを感じるので。そういったこともW委員の気持ちの中にもあるのかなということ、私もつけ加えるというか、言わせてもらいます。

W委員 現場で子どもを見ていると、侵害といってもただ教師から子どもへとか、そういうものだけではないのですね。あまり言えないのですけれども、非常に広い意味でありますので、本当に願いとしては勧告や、是正要望というのは絶対大事なのですが、そこに至るまでの大きな問題に行かないで欲しいという方がすごく強くあるので、これを出したのです。

委員長 ですからこれまでの議論で分かった通り、W委員のこの基本的なお考え自体を誰も否定するわけでもなし、ますます今の施策を充実させていっていただかなければいけない。それはおそらくはこのオンブズパーソンの制度の設計を解説で書く時に、そこにも触れなければいけないとはもちろん思いますけども。第7章の部分としては分かりやすくオンブズパーソンの創立が、我々の総意であるというところでまとめたいと思うのです。もちろん何度も言うように、このペーパーの趣旨は十分理解した上で、なおかつまだ足りないものは何かといった時にはこの救済制度、これを目指すべきであるというところでまとめていきたいと思います。それでR委員から、そういう制度は結構だけれども、あまり職務を書き込むと将来の人が困るのではないかと。困るような中身かなと思ったりもするのです。この程度のことは独立性と権限、要するに職務といていうことは、多分この間のR委員の話によると、相談、調査、調整、勧告、是正要請という、ここの所ができるできないと。書くことが。心配だと言うのですけれども、心配ですか。できてこそ救済なのですが。

A副委員長 制度設計の内容を指示することについては、R委員も反対はしていないと思うのです。それで先ほどからの話で、W委員の意見は第4章5節の3の部分に入ってくると認識したのです。V委員の言葉を引用させて頂ければ、予防的な対処というものが継続して、現在も行われているものを充実させていくということが必要だということなのですけれども、制度設計の問題で言えば、この救済というものが公共性はあるけれども、全く私的なものでカバーできるのではないかと。弁護士活動の中でできるのではないかと考えたり、民間に、今まで他の相談をしていた所に少し訓練してやってもらったらいいのではないかと、いろんなことを考える人が出てくるのです。それでやはり私は、ここは委

員長の言うように、第7章でこれだけのことを最低やる組織なのだということまでは言い切っておけば、それでいいのではないかなと。逆に言うとネットワークだとか、予防の問題とか、救済の問題というのは緊急事態に対処する方法ですから、予防の場合はそれを緊急事態に落とし込まないようにとか、いろいろ調整するというのが予防の狙っている所なので、動いている分野が違っていると、そういうふうに領域が違っていると理解して書けると思って聞いておりました。若干の提案も含めてですけども。

委員長　　これぐらいのことを書いておかないと、何のために遺言を書いたのか分からないので、将来の可能性の芽を摘むのではなくて、芽をはっきりさせてきたくらいのもりでいますので、私はこういう職務は、この程度のことは当然書いて然るべきだし、どこの救済制度でもいろいろ書いたりしているから。だからこれを書きましょう。なかなかこの救済制度の所については深い議論がございましたけれども、何とかこれを現実のものとしてできるように、解説などにもちょっと力を入れて執筆したいと思います。

L 委員　　川崎の場合であれば1年後にオンブズパーソン条例が出来上がっているのですけれども、私たちの考え方として、他の条例にお願いするという形を取りますけれども、一応このメンバーとしてはどれぐらいをイメージしているのかということ、ちょっと検討した方がいいのではないかなという気がするのですけど、いかがですか。

委員長　　条文にはならないかもしれないけれど、解説の中でということになれば、そうですね。どうでしょう。

A 副委員長　この委員会をやったペースを考えれば真剣にやればできますよ、専門家が集まって、1年間で。

L 委員　　僕はやっぱり子どもの権利条例の全体像を、僕たちこうやって駆け足で頑張って1年半かかっていますけど、オンブズパーソンということで限定された機能をやるわけで、札幌市はR委員流に言わせれば、札幌市独自のと言うけれども、子どもの置かれている状況が札幌だけが特別変わっている、日本で特異な状況だというふうに、僕は救済制度設計と言った時にとっても思えないのです。ですからどんなに長くても1年だというふうに、僕は思っています。それは僕の考えですけど。

S 委員　　すいません、挟むようですけど、僕も基本的にはオンブズパーソン制度に反対しているわけではないので、できるものはできた方がいいと思っています。できるのなら早い方がいいと思っていますので、1年ぐらいというのは「1年ぐらいあればいいでしょ」という感じなのですけど、行政サイド的にはどういうふうに考えているのかというのは聞いてはまずいですか。

委員長　　これは、聞くとダメなのです。私たちの希望としては解説の中に1年もあれ

ば十分ではないかみたいなことは書きたいなと思うのですが、それは聞いたら、そんなものではないということになるでしょう。それは本当にその気になればできないわけではないのでしょう。それから我々の希望としては、早期にということを行いながら、どれぐらいと言ったら1年を目途に実現にこぎ着けるべきであると言うぐらいは、1年を目途にですからね。いいのではないですか。そういうことぐらいの必要性と、強い気持ちで、この第7章を我々は書き込むのだということを伝えましょう。それから4章の4節が『参加・意見表明の機会の保障』、それと6節『子どもの個別の状況に応じた権利保障』ということになって、ちょっと6節の方ね、なかなか悩ましくて、事務局の方でもいろいろ工夫していただいたのです。T委員が大いに悩まれた部分ですよ。まだ悩んでいますか？

T委員 昨日、ペーパーを1枚、事務局にメールで送ったのを今配布してくれそうなので。表題とか、少し変えた所だけ下線を引っ張っています。そんなに大きく変えてなくて、特に2の所はやっぱりいろいろ考えたのですが、『市は』の所はもう維持をしたいということで、ほとんど変えないできています。この間ワークであるいは拡大ワークでやり取りをしたことを踏まえた表現になっていて、一番最後に『性について相談したり、学ぶ機会の保障』という表現がどうかというのは議論になるかもしれないなと思ったりしたのですが、趣旨を伝えたいために右側の方にコメント、今お配りいただいた表の中には入れています。まず、第6節の表題なのですが、『個別の状況に応じた』というのが、私の中ではどうなのかなと思って、『多様な』という言葉もどうなのかなと他方で思いながら何ですが、『個別』よりはその『多様な』というふうに直してみました。これがまず表題の部分です。それから1の所は事務局案を基本的に本文としては変えていないのですが、これも個別の状況に応じた子どもへの『市民の役割』という表題をやめて、ちょっとここもまだ途上なのですが、共生社会の実現みたいな表題に変えてみました。内容的には最後の語尾の所だけ『努めなければなりません』を『努めます』というふうにしたかったので、そこを直ただけで『市民は、子どもが、子ども及び家族の障がい、民族、国籍、性別などを理由とした差別や不利益を受けないように、お互いの違いを尊重し合う社会の形成に努めます』という表現にしました。それがまず1です。2としてここはやはり個別の状況ではなくて、『子どもたちの多様な状況に応じた市の役割』というふうに表題をちょっと変えてみました。『市は、1に掲げた差別や不利益を防止したり、なくしていくための、積極的な取り組みを行うよう努めます。その際、特に次のような点に配慮します』というふうにして、大きく4項目、それは変わっていません。として『障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加する機会の保障』、として『子ど

もがアイヌ民族の生活、文化などを学ぶ機会の保障』、として『日本語を学ぶことを保障し、また、自分の国、文化、言葉などを学び、表現する機会の尊重』、として『性について相談したり、学ぶ機会の保障』というふうにしました。

委員長 これは、何で『日本語を学ぶこと、表現する機会の保障』ではなくて、『保障』にするとそういう、ちょっと尊重に変えた意味があったのでは。

T委員 ありました、ここの右側に書いている中間答申の所をほとんど要約して書いているのですけれど、50カ国以上の多様な国籍の子どもたちが、さまざまな困難を抱えて生活しているという状況があって、事務局の方から投げかけとして、その50カ国以上の言葉を学んだりする機会の保障としてしまうと、非常に施策としては難しいという投げかけがあって、そこでのワークの議論の中でも尊重というところに、現状を前提にすると止めざるを得ないのではないかということになったと思います。

委員長 日本語を学ぶことは保障するのですか、そして自分の国の文化とかを学んだり、表現するのは機会の尊重なのですか。学ぶこと、表現することの尊重ではなくて、機会を尊重するのですか。

A副委員長 こういう制度設計しているわけですか。

T委員 ただ『こと』というよりは、『機会』としたいというか、もうちょっとポジティブにというニュアンスを込めて、『こと』より『機会』で、尊重というふうにしたいなと思うのですけど。

委員長 機会を尊重するのですか。機会を保障するというと大変なことになるので、機会を尊重すると、保障とは違うのですか。やりたいという、学びたいという人、尊重するのは機会が尊重するのか。保障するのは『そういう機会を保障しますよ』という言い方ってあるのかなと思うのだけでも。だからこれは機会を保障するとなったら、そういうことを積極的に求められたら、何か市の方としては対応しなくてはけないことにつながってしまうので、やりたいなという人については尊重するという、そんなイメージなのですね。

L委員 2番と3番の関係で、2番は『アイヌ民族の生活、文化などを学ぶ機会の保障』ということで、ここで『機会の保障』と使っているけど、3番ではそこまでは書けないから、機会の尊重という。ここだけちょっと引いているという、一応流れとしてはそういうことだと、僕は解釈して。

T委員 『こと』より『機会』の方がちょっと積極的だと感じるのは、『こと』という今、『どうぞ、どうぞ、』と言うことで終わってしまうけれども、『機会の尊重』と書くと保障にはならないけれども、そういう場を積極的に位置づけていきましょうというメッセージが入るのかなと、私の中では思ったのです。

W委員 誰が保障するのですか？市が。

T委員 市がそういう点に配慮して、こういう権利保障なり、機会の尊重に配慮しながら取り組みをしていきます。そこは取り組みをするよう努めますという。ここも非常に『します』というふうには書き込めなくて、ただできるだけ具体的な施策の中に意識して欲しいということが反映された、曲がりくねった表現で確かに分かりづらいですね。しかし、取り組みを行う時にこういう点に配慮しますという形で、間接的に施策の中で反映していく方向で進んで欲しいということです。

委員長 課長、この尊重と機会の保障の使い分けで、今の気持ちは伝わるでしょうか。  
事務局(課長) ここはそれぞれの関係の方々にもちょっと調整も必要なものですから、もう一度ご相談したいと思っています。

T委員 どれぐらいの流れというか、時期的なこととかを確認していいですか。

事務局(課長) ある程度固まってですから、ちょっと相手のあることなので、1、2週間ぐらいかかるかもしれません。

委員長 では、一応我々の今日のところは、機会の保障と機会の尊重をあえて使い分けて盛り込むと言うことですか。 が相談したり、学ぶ機会の保障。もとは学べる機会への配慮だったのか。次の点に配慮しますと言っているのに。機会への配慮で、さらに配慮、配慮で。これは、学ぶ機会というのは保障するということにつながるのではないのか。

L委員 前回配られた意見シートか何かの中に、ジェンダーについての記載が配慮というか、それがなさ過ぎるのではないかというような意見がけっこうあったと思うのですが、前のやつは性別による固定的な役割分担の解消というかなりストレートに書かれていたから、僕はその方がいいかなと思っていたのだけど、今回はそれが無いので、それもちょっと。

T委員 前々回のワークで配っていただいた中に、3つ書いていたとも思うのです。今いってくれた性別役割分担の解消でしょ？という所は、私はむしろ3章の中に入れたいと思って、書いていたのです。

委員長 3章には何もそういうところない、だからまあ性別などを理由として、あらゆる差別、不利益を受けないということの中ですか。

L委員 自分らしく生きる権利の中で考えられるのでしょうか。

T委員 3章2と言いながら、ちょっと詰めてこなかったのが、考え考えです。『性別役割分担の解消』と書いた時には、やっぱりこの辺の自分らしく生きるの中の所とか、安心して生きるの中の差別、不利益を受けないということを制度的に補完するという位置付けで、どこかに入れて欲しいなと思っていたのです。

P委員 3章の中に盛り込むべきか。これ、ここに入れるとさまざまな、多様な子どもたちの権利保障になってしまうので、今で言えば3章の『自分らしく生きる』か、どこかに入れた方がぴったりするのではないかなと思います。

委員長 どうやって入れますか、ではT委員、考えてください。あとは、共生社会の実現というのがテーマになりますが。

T委員 一方で共生社会という言葉としては多用されていて、でも実際共有されているかと言われたら、必ずしも共有されていない部分なので表題だけに使うのがいいのかという議論はあるかと思いましたが、あまりそこを市民の役割みたいな形で、あと個別の状況に応じた子どもへの市民の役割という表現に抵抗を感じたので、変えてみたいと思ったところから始まっています。ここをもっとこんな方がいいというのがあったら出していただければ嬉しいです。

L委員 今見たばかりだから、その共生社会というのがどうなのか、と思っているようなのですが、今まで出てきていないから唐突と言えば唐突ですが、言わんとすることはよく分かります。だからそれを入れるとしたら、さっき3章の2番で『豊かに育つ権利』ということをやりましたが、その『いろいろな人間関係で、さまざまな経験を通して豊かに育つ』というのは、まさに共生社会ということだと思っています。だからもしこの言葉を使うのであれば、この3章の『豊かに育つ』という所に潜り込ませておくと、この4章の6節に出てきても違和感はないなど。ただ何もなくてここで出てくるのは、やはりちょっと違和感ありかなと思いました。

委員長 小見出しでございますから。

事務局(係長) 事務局からなのですが、この4章の個別の『多様な子どもたちの権利保障』という所が、そもそも3章のお話が出ましたけれども、3章の4の『安心して生きる権利』の『子ども及び家族の障がい、民族、国籍、性別などを理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと』というところから、それを受けてそれぞれの場で大人や、市や、地域がどうしなくてはいけないかというのを受けているのが、4章のこの所なのです。そもそもがそういったことだったものですから、それが3章や、2章に散らばってしまうのはどうなのかなというのと、役割分担という部分も、この4の『性別などを理由としたあらゆる差別や不利益』に含まれているような気がするのですが、そのあたりはどうでしょうか。

A副委員長 3章の所で言いますと、『豊かに育つ』の検討した中の左側の作業した中に『共生することを学ぶ機会をノーマライゼーションという』(11)で豊かに育つというのは検討委員会の最初のワーキングで整理されたものがあって、それを反映した形でいくとしたら、この『豊かに育つ』という所の中で消化できるけれども、ここの部分はちょっと項目が多すぎているという話になっているので、こういう部分をここの個所で書き表すということが妥協案としてはいいことではないかなとは思ったのですが、T委員はどういうふうにお考えですか。

T委員 『多様な人間関係の中で育つ』に入っているのではないかとわれて、確か

にそこに入っているとさえ入っているでしょう。でもちょっと違う。

A副委員長 『多様』という所で事務局はくくったような形になっていますけど、ノーマライゼーションとか、共生という言葉は最初のころには出ていたので、3章に馴染んではいるのですけれども、どこでのぞかせるかというのは今のこの段階では分からない。

W委員 共生というと共に高まるという意味ですか。それとも互いを尊重してということですか。何か聞いていると、自分らしく生きる権利の『個性や他人との違いを認められて、1人ひとりの人間として尊重されること』という所に当てはまるような気がするのですけど。

T委員 おそらく『自分らしく』にも、『豊かに育つ』にも、『安心して生きる』にもかかってくるという感じがします。なので、ただ共生という所で考えると、やっぱり『豊かに育つ』という中に入れたいとは思っています。多様な人間関係の中で育つという中に確かに含まれていると言えはいるのですけれども、何かもう一言加えられたらいいと思います。

委員長 全部に関わると言えは関わらけれども、やっぱり『自分らしく』でしょう。そして『1人の人間として』なんていうのがほぼはまるのではないですか。そこに入っていて、こっちへ持ってきて、特に相談、学べる機会の配慮と、性の問題になる。性的役割分担の問題というと、性の問題になる、広く言えば。どうでしょう『自分らしく生きる』という所からここへつなげるということにしましょうか。で、市民の役割、市の役割となっていますけども、どうでしょうか、この小見出し。『市民の役割』という部分、共生社会の実現というようなのではなくて。

事務局(係) 確認なのですけど、今3章との関連性を議論されていましたがけれども、第6節の要素を3章に一部移すという議論なのか、第6節の要素に該当する権利を第3章に足すという議論だったのか、どちらでしょうか。

委員長 新しく書き方をというのではなくて、その趣旨はさっきいった『自分らしく生きる』に含まれるという。

T委員 表現は変えないということなのです。性の問題ではなくて、性的役割分担については、共生社会と混じって議論してしまい、性的役割分担に関しては確かに1がストーンと落ちるでしょうね。で、1の中に書き込めたら書き込みたいと思うのですけれども、書くのは個別ですか。個性や他人との違いを認められ、1人の人間として尊重されることという中に入っているとさえ入っているかもしれないけれども。

L委員 書かないと分からないから。

委員長 何て書くのですか。これは意外と救済制度以上に微妙な問題かもしれない。だから『個性や他人との違いにより、1人の人間として』と書いてくくって、



解説の中で書くに止めるか、これはどうでしょう。書き方の言葉遣いが大変デリケートな問題でございまして。だから性による差別とか、不利益という言い方をされると、何となく例えば労働条件だ、賃金だとかの不利益というので、それはおかしいよなということになるけども、性的役割分担になるとかなりこの価値観というか、人生観というような気がするのだけれど。

F 委員　　でも私はやっぱり3章の方に入れた方がいいと思います。ジェンダーでいった時に、子どもだからそんな労働条件、関係ないよなというのではなくて、そのジェンダー教育という所はずっとつながっているんで、そこは言葉をジェンダーという言葉を使わないような風潮を出しているんで、使わなくてもいいので、入れた方がいいのではないかなと。部分的なことでは、だいぶ解消してきたけど、今でも男の子は技術系で、女の子は家庭科でみたいにはなくなってきているけど、やっぱりそういう所が逆行しないためにも、入れておいた方がいいのではないかなと。

L 委員　　間違えでなければ、ジェンダーフリーは使ってはダメだと言われましたが、ジェンダーは何か大臣が頑張っ、ジェンダーという言葉はちゃんと残すというふうになったのですよね。だからそれを書いたからといって、それでペケと言うことはないだろうと思うわけです。逆に一切触れないことのマイナスというふうに僕は感じます。

委員長　　しかしジェンダーまで言葉を使って、フリーを使えないとなると、何と書いたら。

A 副委員長　ジェンダーによる不当な扱いを受けない。

L 委員　　固定的な役割分担ならまだ分かるのですが。

委員長　　また性的役割分担、固定的な性的役割分担というのは、また言葉以上の。ジェンダーというともた分からないし。

A 副委員長　仕事における役割分担ではないということは、分かります。

委員長　　これはちょっと宿題にしよう。3章をそのままにして、またこっちの方に戻した方がいいのか、積極的な取り組みに配慮しなければならないという、配慮項目の1つとして固定的な役割分担の解消と言うから、性別による固定的な役割分担の何とかとか。どちらかという、そこはジェンダーという言葉を使うかどうかは別として、その趣旨を何らかの形で言葉として盛り込むのだったら、配慮すべき要素の1つというような所に乗っけてしまった方がいいのかもしれないという気がしたり、分かりませんが、何か性の問題という所で全部入りますかなんて、黙っていても先に進みませんので、ここはちょっとT委員の宿題。

P 委員　　さっきの『多様な子どもたちの』というのは、ちょっと引っかけたのですが、その下の2の所に『子どもたちの多様な状況に応じた』というのは分かる

のですけれども、『多様な子どもたち』というのは、もともと子どもたちは多様なんだと思うのですよね。だから前の表現の方が私はいいのかなと思って、あるいは子どもたちの『子どものそれぞれの状況に応じた』というような使い方の方が、ここではぴったりするのかなと思ったのですが。

委員長 確かに。そこはいただきましょう。

C委員 障がいを持っているお子さんのことがここに出ていたので、中間答申の際の私たち、親部会の際に養護学校に行った時の保護者が1日ずっと学校に子どもと一緒にいなければいけない状態というのが、何か少しでも子どものことを書いていますけども、保護者にとってもちょっとでも何かいい方向に向かえるような、解説でもいいので、何かつけ加えてもらいたいなという希望があるので、すけれど。

委員長 なるほど。

C委員 保護者の支援という所を書くべきなのか、そこに書いた方がいいのか、ここで書いた方がいいのかちょっとよく分からないのですけれども。

委員長 保護者の支援の場面でもあるし、この『障がいのある子どもが尊厳をもって云々という生き方を』ということを考えれば、当然ここにも関わってくるので、ここで集中的に解説で書いて、「保護者の支援の中に関係するんだよ」というような書き方がいいのではないですか。保護者一般の中にその中には1つあるのですよという書き方よりも、こちらの方からアプローチする書き方がいいように思います。せっかくこれだけ悩んで議論したのですから。これ、4節、5章、6章が残ってしまいましたが、3と4のかなり重要な部分は走破できておりますので、あと残っているのが5章、6章。これは施策の推進と、子どもの権利専門委員会ですが、ここはそんなに今までの3章、4章の所と比べると、そんなに悩ましいものはなく、いけるのかなと思っているのですけども、どうですか。

S委員 6章の子どもの権利専門委員会までやってはだめですか。

委員長 そんなことないですよ。

L委員 いや、僕はけっこう第6章って大丈夫なのかなと。実はすごい心配しているのですよ。第6章が。

委員長 どの辺ですか？

L委員 どの辺というか、子どもの権利専門委員会は新しい制度の新設ではないですか？それこそオンブズパーソンを作るにしろ、子どもの権利専門委員会を作るにしろ、何かを作るということは当然どういうものなのかという具体的な役割だとか、当然予算もかかることですし、どういう時にどんなことをするのか。あれは確か規則も作らなければいけないですよ。規則は私たちが今作るような状況にないと思うのだけれども、規則を丸々すべて行政にポーンとお願いす

るという形になるのかどうなのか。川崎の本を読んでいたら、子どもの権利専門委員会に関してはけっこう時間をかけて、分量もいっぱい書いてあったし、僕たちは特に子どもを入れるということで、この専門委員会が果たす役割といった時に、オンブズパーソンは個別の救済ですけども、検証、予防的なことに関して子ども権利専門委員会はかかってきますので意外と時間がかかるのではないかなと、僕は思っていたのです。

委員長　　ここはワーキングでも最初の段階、5、6から始めたこともあって、議論としてはそんなに、もちろん新しい制度であるわけですけども、ここに書き込んで、もちろん解説の方はちゃんと書かなくてはいけないのでしょうか、この委員会の使命、構成、権限ですか、これについてはそんなに悩ましい話になりますか。どうでしょうか。課長、専門委員会のこういう形の趣旨と構成、権限でという、これだけ決めておけばできますか。

事務局(課長)　先ほどL委員がおっしゃったように検証機能が十分果たせるかどうかという、そこなのではないかなと思いますけど。

委員長　　詳しい中身については規則で定めていくことになるわけでしょうか。

事務局(課長)　そうですね。第6項ですか、その所で市長に委任していますから、そこで納める形になります。

委員長　　川崎ではどのぐらい悩ましく議論しておりますか。

L委員　　川崎は本の222ページに、川崎市子どもの権利委員会規則というのがあって、それからその次のページには、その川崎市子どもの権利委員会の運営要綱というのがある、2段階の実際に動かすための決まり事を作っているのです。そういうことは一切僕たちは、そこまで関わるわけではないので、いいのかもしれませんが、例えばどの程度の制度設計を考えているのだということを聞かれた時に、全然僕たちが話をしていないのに、子ども未来局は答えられるのかなと、僕は正直言えば気にしていたのです。

委員長　　何も議論していないわけではなかった。

L委員　　もちろん、そうですけども、大丈夫ならいいですけど。論議してみないと分からないから。

委員長　　では、論議は時間のある限りしますけれども、いよいよ5月に入ってしまうわけですね。それで今後の予定はお手元の次第に書いてありますけれども、この日程について課長。

事務局(課長)　ここに書いてあるように、そうすると第5章、6章、その辺は次回ということでよろしいですか。概要などは今やってないですよ、解説ですか。その部分をやっていけませんので、そこら辺の部分と、それから前文なんですけども、前文は前回委員の方にいろいろ項目を出していただきましたので、それをもとにゴールデンウィーク明けにそれについて、委員長に起草していただいて、そ

して議論していただく形になると思います。前文だけではなくて、最終答申の条例を作る意義ですとか、それから子どもの権利とはというような部分ですね。前書きの部分もちょっと1回審議することが必要になります。それから今まで各章をやってきた中で、訂正等が入っている部分がございますので、それについてももう一度起草ワーキングで議論していただく形になると思います。それでワーキングにつきましては5月の10日と12日に入っていますが、今言ったような日程がありますので、ちょっとこの2日だけでは足りないのではないかなと思うのですね。それでできればもう2回ほど入れていただけないかなと思っているのですが。

委員長　　もともと10と12が入ってございましたよね。

事務局(係長)　もともと10と12と17を確かに入れていたと思うのです。

委員長　　17を使いましょう。

事務局(課長)　それ以外にもう1回ぐらい入れていただければありがたいですが。

委員長　　20日は検討委員会ですよね。

事務局(課長)　そうです。

委員長　　ですからこの時にはだいたい出来上がった形に。

事務局(課長)　一応ある程度の形のものに、その時したいのですけども。

委員長　　そうしますと14日の日曜日しかないということになりませんか。1日おきになっていますが、事務局の皆さんのご苦勞を思えば何とかよいものを作り上げなければいけませんから、これ拡大ワーキングでやりますから、14日でもよろしいですか。

事務局(課長)　もし入れていただければ。

委員長　　14日の午後でございますね。

事務局(課長)　拡大ワーキングでお願いしたいのですが。

委員長　　ですからそれまでの間にだいたい起案をそこそこしなければいけません。

事務局(係長)　14日、日曜日は13時で。今日と同じ13時でよろしいでしょうか。

委員長　　いいでしょうか？はい。

事務局(課長)　会場は後ほどご連絡いたしますので。17日は18時半から未来局の会議室でやります。17の水曜日ですね。20日が検討委員会ですね。これはS T Vビルですね。それから先ほどオンブズパーソンの時にお配りした資料については、途中案なのでお持ちの方、帰りにお戻し下さい。それからT委員がお配りした第6章に関する先ほどの資料も途中経過なので、委員会終了後戻していただきたいと思います。それから今日、子どもの権利条例の市民プロジェクトの前文発表会の時の資料で、前回子どもの意見をお渡ししていたのですが、大人の意見を配布しておりませんでしたので、両方合わせて改めて配布してございます。

事務局(係長)　それと一応5章、6章、あと4章4節がちょっと残っていましたが、

一旦各資料については委員さんの方にお配りしてございますので、今日まで行いました議論の経過も踏まえまして、またその訂正ですとか、ご意見があれば順次未来局の方にメールなどでお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局(課長) それから前回お知らせしました通り、だいたい形が見えてきましたので、現在庁内の方にこれをちょっと見ていただきまして、関係部局の方と庁内調整しておりますので、それに関するご意見等を次回ワーキング等でまたお話ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 それと併せて解説の所、事務局でたたき台を作っていたいておりますけれども、それを議論するに当たって、ちょっと担当を決めて、よく目を通していただくということにしたいなと思うのです。それでちょっと意識して、これを見てもらわないと。私もできるだけ全部を見たいと思うのですけれども、特にいろいろ議論になりました『育ち学ぶ施設』での『大人への支援』という所、これはもともとP委員が中間答申の時から執筆していただいた流れの項目でもありますので、ちょっとP委員の方で、特に解説の部分ですね。それで先ほどの6節の部分なんていうのは必然的にT委員にしっかりとチェックをしていただかないと。そしてオンブズパーソンの所については、私の方でいろいろと見てみたいと思います。

事務局(課長) 委員長、一応全体としては、解説の部分について統一性を持たせるために、こちらの方で。それに目を通していただくという形でよろしいですか。今、おっしゃったのは。

委員長 目を通して、不足の部分はやはり加筆をするぐらいのつもりで見ると、そのつもりですけども、それはよろしゅうございましょう。

事務局(課長) 最終的にはここで議論させていただく形になりますけれども。

委員長 もちろん、20日、27日ですけども、またワーキングをした時に、担当を決めておかないと、全部いっぺんにしたら、みんな大変だろうと思って。

事務局(課長) 一応今まで検討委員会とワーキングを通しまして、議論の経過を解説の中で書いているのですが、そういう書き方でよろしいですよ。そういう書き方で統一するという形でよろしいですよ。

委員長 書き方としてはそれで書いていただいて。もちろん議論を踏まえた上でのまとめですので。それでかまわないのです。サラからもう一度起案するというような、そんなわけではなくて、議論のためには、みんな、全部読んで来いよとなったら、またなかなか議論が終わらないので。担当を決めて。レポーターですね。

事務局(課長) 担当の委員の方に見ていただくという形で、よろしいですね。

委員長 特にいろいろ議論がありました所については、レポーターを付けてできるだ

け議論がしやすいようにしたいと思います。そんな感じでどうでしょうか。では、今日のところは終わっていきたいと思います。どうもご苦労様でした。